

令和6年美浦村告示第25号

令和6年第1回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月29日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和6年3月12日

2. 場 所 美浦村議会議場

令和6年第1回美浦村議会定例会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
3月12日	火	本会議	午前10時	開会 議案上程、提案理由説明 一部議案質疑、討論、採決 予算審査特別委員会の設置
3月13日	水	委員会	午前10時	総務経済委員会
		委員会	午後2時	厚生文教委員会
3月14日	木	委員会	午前10時	予算審査特別委員会
3月15日	金	休 会	—	議案調査
3月16日	土	休 会	—	議案調査
3月17日	日	休 会	—	議案調査
3月18日	月	委員会	午前10時	予算審査特別委員会（予備日）
3月19日	火	休 会	—	議案調査
3月20日	水	休 会	—	議案調査
3月21日	木	本会議	午前10時	一般質問
3月22日	金	本会議	午前10時	議案質疑、討論、採決 委員長報告、質疑、討論、採決 閉会

令和6年第1回美浦村議会定例会提出議案提案理由説明書

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、御説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

この案件は、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員につきましては、村の推薦により3人の方が法務大臣より委嘱を受け活動されております。この度、内田光子（うちたみつこ）氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となりますことから、その後任の人権擁護委員の候補者といたしまして、山中千桂子（やまなかちかこ）氏を推薦いたしたく御提案申し上げるものでございます。

山中氏は、美浦村受領にお住まいで昭和34年7月5日生まれ、現在64歳でございます。昭和58年に大学を卒業後、桜川村立浮島小学校をはじめ各地域で小中学校教諭として勤務され、本村では安中小学校、大谷小学校、木原小学校で勤務されました。平成30年3月に退職されるまで、子どもたちと向き合い、人権を尊重し熱意をもって教育に力を注がれました。退職後は、それまで培った経験を生かし地域活動にも意欲的に参加され、また、人柄といたしましても、識見高く地域に精通し人望も厚い、人権尊重・思想の普及のため積極的に活動いただける人権擁護委員に適した人材であります。

このようなことから、同氏を推薦いたしたく、議会の御同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第1号 美浦村監査委員の選任について

議案第1号 美浦村監査委員の選任につきまして、御説明申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

本案は、平成31年4月より識見を有する者の中から選任される監査委員として御尽力いただいております椎名利夫（しいなとしお）監査委員が令和6年3月31日をもって辞職する旨の辞職願を提出されたことに伴い、次期監査委員として木村威夫（きむらたけお）氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものであります。

木村威夫（きむらたけお）氏は、平成27年7月から令和3年6月まで政治倫理審査委員を務められ、また、布川税務会計事務所にて、税務業務の補助職として職務につ

いた経歴もあり、人格、識見豊かな方として監査委員に選任いたしたく、議会の御同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、議案第1号 美浦村監査委員の選任につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命につきまして、御説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

本村教育委員会委員の小松正樹（こまつまさき）氏につきましては、前任の教育委員の退職を受け、令和5年4月から教育委員として本村の教育振興に御尽力をいただいておりますが、残任期間が本年6月9日をもちまして満了となりますことから、引き続き教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意を求めるものでございます。

小松氏は、土浦市にお住まいで、昭和32年生まれの66歳でございます。昭和57年に國學院大學を卒業され、本村では美浦村立美浦中学校教諭、美浦村立安中小学校長及び美浦村立美浦中学校長を歴任され、平成29年3月に退職されております。退職後は、平成29年4月から令和5年3月まで美浦村教育相談センター長として御尽力をいただきました。

このようなことから、引き続き本村教育の発展のために御尽力いただきたいと考えております。

以上、議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第3号 村道路線の廃止について

議案第3号 村道路線の廃止につきまして、御説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

今回、村道路線として廃止のお願いをしている路線は、村道3路線でございます。

7ページの廃止路線位置図を御覧ください。

まず、村道1174号線について御説明いたします。

村道1174号線は、国道125号バイパス、布佐交差点付近から大字舟子2747地先まで北西から東に延びる延長1056.4メートルの道路です。この道路の延長が国道125号バイパス布佐交差点付近の道路改良工事により変わったため、村道路線の廃止をお願いするものでございます。

次に、村道1231号線について御説明いたします。

8ページの認定路線位置図を御覧ください。

村道1231号線は県道美浦・栄線、木原1835－1地先から国道125号バイパスをくぐり、国道125号バイパス布佐交差点までの西から北東に延びる延長626.6メートルの道路です。これも村道1174号線と同じく、国道125号バイパス布佐交差点付近の道路改良工事により延長が変わったため、村道路線の廃止をお願いするものでございます。

次に、村道1678号線について御説明いたします。

9ページの認定路線位置図を御覧ください。

村道1678号線は、村道102号線美浦第一グリーンコーポ付近から大字土屋1972－494地先まで北から東に延びる延長213.5メートルの道路です。この道路の延長及び路線に変更が生じたため、村道路線の廃止をお願いするものでございます。

以上、議案第3号 村道路線の廃止につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第4号 村道路線の認定について

議案第4号 村道路線の認定につきまして、御説明申し上げます。

議案書10ページをお開きください。

今回、村道路線として認定のお願いをしている路線は、村道1174号線、村道1231号線、村道1678号線及び村道1980号線の4路線でございます。

11ページの認定路線位置図を御覧ください。

村道1174号線については、国道125号バイパス布佐交差点付近の道路改良工事により延長が変わったことにより、改めて認定をお願いするものです。

12ページの認定路線位置図を御覧ください。

村道1231号線についても、国道125号バイパス布佐交差点付近の道路改良工事により延長が変わったことにより、改めて認定をお願いするものです。

13ページの認定路線位置図を御覧ください。

村道1678号線については、延長が変わったため、訂正し、改めて認定をお願いするものです。また、村道1980号線については、新しい路線が生じたため、認定をお願いするものでございます。

以上、議案第4号 村道路線の認定につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第5号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書14ページをお開きください。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、コンビニエンスストア等の多機能端末機による印鑑登録証明書の

交付に際し、従来のマイナンバーカードを用いた方法に加え、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書による交付を可能とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第5号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する上程の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書15ページ・16ページをお開きください。

今回の改正は、消防ポンプ操法競技大会へ参加する団員の処遇改善のため、操法競技大会に係る活動への参加者に対する報酬を別途定めるため、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

操法競技大会に係る活動への出動報酬については、消防庁長官通知で定める災害以外の出動に係る標準額に準じ、一日当たり4,000円を新たに設けるものです。

以上、議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第7号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第8号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2案につきましては、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

議案書17ページ・18ページをお開きください。

本改正は、地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となることに伴い、本村においても関係条例につきまして所要の改正を行うものです。

以上、議案第7号及び第8号につきまして、一括して御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案第9号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまし

て、御説明申し上げます。

議案書20ページ・21ページをお開きください。

本案は、県の重度心身障害者等医療福祉制度が本年4月1日から拡充されることに伴い、美浦村医療福祉費支給に関する条例について所要の改正をするものでございます。

改正の主な内容は、重度心身障害者等医療福祉制度の認定要件対象外であった手帳単所持の中度心身障害者等（精神2級・身体3、4級・療育B）が、中度の手帳を重複所持する場合、追加対象となるものです。拡充にかかる対象経費の2分の1については、県補助対象となります。

以上、議案第9号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案第10号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第10号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書22ページから34ページを御参照ください。

こちらの条例につきましては、参酌しております内閣府令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正にされたことに伴いまして、「美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に所要の改正が必要となったため、該当箇所での改正を行うものでございます。

以上、議案第10号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案第11号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第11号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書35ページ・36ページをお開きください。

今回の改正は、「高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」において、令和6年度から令和8年度までの3年間における介護保険事業に係るサービス量等の推計により、新たな介護保険料率を設定したことから、第1号被保険者の保険料について改正するものです。

以上、議案第11号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、御説

明申し上げました。

御審議のうえ、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案第12号 美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書37ページをお開きください。

この条例改正につきましては、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が可決したことで水道法の一部が改正され、令和6年4月1日より水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴いまして、「美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例」に所要の改正が必要となったため、該当箇所の改正を行うものでございます。

以上、議案第12号 美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げました。

御審議のうえ、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議案第13号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第8号）

議案第13号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第8号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算ですが、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」について、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から追加する方針が示されました。

「地域の実情等に応じ、定額減税やほかの給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行える」旨が盛り込まれた補正予算が11月29日に成立しております。

今回の補正は、住民税均等割のみ課税される世帯の方及び18歳未満の子どもを扶養する低所得世帯の方への支援を可及的速やかに行うための予算の計上をお願いするものでございます。

また、令和5年度の最終補正となるため、主に事業費が確定したものを中心に、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、過不足の調整を行っております。

議案書38ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ416万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ83億7,972万8千円とするもの

でございます。

次に、第2条の繰越明許費の設定では、年度内に完了できない見込の11事業につきまして、翌年度へ繰り越しの御承認をお願いしております。なお、11事業のうち6事業が、冒頭で御説明しました重点支援地方交付金に関連する事業となっております。

次に、第3条の債務負担行為の補正では、事業内容の確定により、本年度内の契約を見送ることとなりました2事業につきまして、債務負担行為の廃止をお願いしております。

次に、第4条の地方債の補正では、村債対象事業費の確定や財源の変更により、1件の事業債を追加し、6件の事業債で限度額を変更し、また、1件の事業債を廃止いたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

51ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費の退職手当で、本年度退職者分の退職手当特別負担金として642万2千円の計上をいたしております。

続いて、52ページをお開きください。

戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費では、戸籍事務費で、戸籍法制の改正に伴う、戸籍附票等に振り仮名を記載するための戸籍の附表システム改修費として、266万2千円の増額補正をお願いしております。こちらは、12月補正で増額をお願いしましたシステム改修につきまして、追加の作業が発生したことに伴う増額となっております。

なお、財源につきましては、全額国庫支出金を充当いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

53ページから55ページをお開きください。

社会福祉費の社会福祉総務費では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費及び給付事務費で、総額6,695万9千円の増額補正をお願いいたしております。

この支援給付金につきまして、冒頭に御説明しましたとおり、住民税均等割のみ課税される世帯の方に10万円、18歳未満の子どもを扶養する低所得世帯の方へ、子ども一人につき5万円を給付するものです。

なお、財源につきましては、国庫補助金6,014万9千円、残りの681万円が一般財源となっております。

56ページをお開きください。

同じく、児童福祉費の児童措置費では、児童手当経費で対象児童数者の見込みが減少したことから、1,176万円の減額をいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

57ページをお開きください。

保健衛生費の予防費では、新型コロナワクチン接種事業費で、事業費の確定に伴い、合計で2,323万2千円の減額補正をいたしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

59ページをお開きください。

農業費の農地費では、土地改良振興事業費で、事業費の確定に伴い、1,075万2千円の減額をいたしております。

続いて、土木費について申し上げます。

60ページをお開きください。

都市計画費の公共下水道費では、公共下水道事業費で、下水道事業会計への財源補てんとして、3,719万7千円の増額をお願いしております。

ここまで主な歳出の補正項目につきまして御説明申し上げました。ただ今申し上げた以外の各項目でも補正を行っておりますが、これは事業費の確定したもの、あるいは見通しのついたものの調整等でありますので、個々の説明は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、47ページをお開きください。

はじめに、村税について申し上げます。

歳入見込み額の精査を行い、村民税で2,587万9千円の増額、次の固定資産税で合計200万円の増額、次の軽自動車税で合計50万円の減額、次の村たばこ税で350万円の増額をし、合計3,087万9千円の増額補正をいたしております。

次の地方消費税交付金については、本年度の交付決定状況等を勘案しまして、1,196万5千円の増額補正をいたしております。

地方交付税の地方交付税については、国の補正予算が成立したことに伴い、普通交付税が追加交付されることになったため、5,423万8千円の増額補正をいたしております。

続きまして、国庫支出金について申し上げます。

48ページをお開きください。

国庫補助金の総務費国庫補助金で、歳出予算で御説明申し上げた事業費の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に6,014万9千円を計上しております。

同じく、国庫補助金の、教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金で503万9千円の増額補正をいたしております。こちらは、小学校統合に伴う既存施設の改修事業及び太陽光発電設備導入事業に係る交付分となっております。

次に、繰入金について申し上げます。

49ページをお開きください。

基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、財源調整のため3,795万9千円の減額をいたしております。

次に、次ページの村債につきましては、冒頭の地方債の補正で御説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、それ以外の項目につきましては、歳出予算で御説明申し上げた事業費の確定等に伴う歳入予算の補正が主となっておりますので、個別の説明を省略させていただきます。

以上、議案第13号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第8号）の主な概要につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第14号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第14号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書71ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,201万7千円を増額し、補正後の予算総額を16億8,544万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、補正予算事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

77ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、国民健康保険事務費で年次更新分の保険証郵送料の支出額が確定したことにより、郵便料11万円の減額補正をいたしております。同じく国保電算処理業務の年間委託料が確定したことにより、国保電算処理委託12万1千円の減額補正をいたしております。徴税費の徴収費では、徴収事務費でQRコード納付が始まったことにより、QRコードの付いていない納付書での銀行等の窓口払い件数が減少し、公金取扱手数料10万円の減額補正をいたしております。保険給付費について申し上げます。

療養諸費の一般被保険者療養給付費では、一般被保険者療養給付費で今年度中の支出見込額を推計した結果、予算現額を上回る見込みのため、一般被保険者療養給付費負担金1,862万7千円の増額補正をいたしております。高額療養費の一般被保険者高額療養費では、一般被保険者高額療養費で今年度中の支出見込額を推計した結果、予算現額を上回る見込みのため、高額療養費690万9千円の増額補正をいたしております。

保健事業費について申し上げます。

特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業費では、郵便料の一部支出額が確定したことにより、郵便料17万円の減額補正をいたしております。同じく集団健診受診者

が確定したことにより、特定健康診査委託料301万8千円の減額補正をいたしております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

76ページにお戻りください。

県支出金について申し上げます。

県補助金の保険給付費等交付金では、歳出の保険給付費で計上した一般被保険者療養給付費及び高額療養費の合計額から返納金の発生分を差し引いた1,255万6千円の増額補正をいたしております。

繰入金について申し上げます。

他会計繰入金の一般会計繰入金では、交付決定額、算定額及び申請額と予算現額との差をそれぞれ補正するもので、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）200万円の減額、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）246万2千円の減額、財政安定化支援事業繰入金6千円の増額、未就学児均等割保険税繰入金21万6千円の減額、産前産後保険税繰入金6千円の減額補正をいたしております。同じく歳出の国民健康保険事務費及び徴収費が減額になったことに伴い、職員給与費等繰入金23万8千円の減額補正をいたしております。基金繰入金の支払準備基金繰入金では、今回の補正により歳入歳出の差で不足する分を国民健康保険支払準備基金から取崩すもので、支払準備基金積立金繰入金188万1千円の増額補正をいたしております。

諸収入について申し上げます。

雑入の一般被保険者返納金では、高額な返納金が発生したことにより、一般被保険者返納金（現物給付分）940万8千円の増額補正、同じく一般被保険者返納金（現金給付分）357万2千円の増額補正をいたしております。雑入の雑入では、集団健診受診者数が確定したことにより、特定健康診査負担金48万4千円の減額補正をいたしております。

以上、議案第14号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第15号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書78ページをお開きください。

今回の補正については、歳入歳出でそれぞれ79万9千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ14億7,025万6千円とするものです。

それでは、補正予算の内容につきまして、補正予算事項別明細書により、保険事業勘定の歳出から御説明申し上げます。

84ページをお開きください。

はじめに、基金積立金の介護給付費準備基金積立金で40万2千円を減額しております。令和4年度精算及び基金積立金利子の確定により見込みを下回ったため減額するものです。

次に、償還金及び還付加算金で39万7千円を減額しております。過年度分の還付金が当初の見込を下回ることが見込まれるため減額するものです。

次に、保険事業勘定の歳入について御説明いたします。

83ページをお開きください。

はじめに、繰入金について、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で100万円を減額しております。サービス事業勘定からの繰入金増加に伴う一般会計からの職員給与費等繰入金の減額となります。また、低所得者保険料軽減繰入金の過年度分で20万1千円を計上しております。低所得者保険料軽減のため国、県、村による公費負担が行われていますが、令和4年度精算により交付される負担金を繰り入れるものです。

以上、議案第15号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第16号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書85ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万7千円を増額し、補正後の予算総額を2億86万6千円とするものでございます。

補正予算の内容につきまして、補正予算事項別明細書により、歳出より御説明申し上げます。

91ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金について申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合納付金では、歳入の後期高齢者医療保険料の補正額と同額を計上し、茨城県後期高齢者医療広域連合保険料納付金226万7千円の増額補正をいたします。

次に、歳入について御説明申し上げます。

90ページにお戻りください。

後期高齢者医療保険料について申し上げます。

後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料では、調定額と収納状況から収入額を見込み、現年度分特別徴収保険料87万3千円の減額補正、現年度分普通徴収保険料314万円を増額補正いたします。

以上、議案第16号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第17号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）

議案第17号 令和5年度水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書92ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益で248万7千円の増額補正を、支出の水道事業費用で1,894万4千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の資本的収入で1,500万円の減額、支出の資本的支出で1,500万円の減額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

103ページをお開きください。

収入の水道事業収益の営業収益で248万7千円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、現予算額より増加見込の業務用の水道使用料と減額見込の用途の水道使用料を調整し248万7千円の増額をお願いしております。

次に、支出予算につきまして御説明申し上げます。

104ページをお開きください。

水道事業費用の営業費用で757万2千円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、不足が生じる見込の受水費について800万円の増額、人件費等の調整で42万8千円の減額をお願いしております。

また、営業外費用では消費税及び地方消費税の納付金として、1,137万2千円の増額補正をお願いしております。

次に、資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

105ページをお開きください。

収入の資本的収入の企業債で、令和5年度につきましては施工管理業務の委託を見送ることとしたため、1,500万円の減額補正をお願いしております。

次に、支出予算につきまして御説明申し上げます。

106ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費では、1,500万円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、収入で御説明いたしました企業債と同一の施工管理業務委託料の減額分となります。

以上、議案第17号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第18号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第5号）

議案第18号 令和5年度下水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書107ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の事業収益で2,981万3千円の増額補正を、支出の事業費用で1,015万1千円の減額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の資本的収入で6,200万円の減額、支出の資本的支出で6,669万2千円の減額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

113ページをお開きください。

収入の事業収益の営業外収益で2,981万3千円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、財源不足分の一般会計からの補助金として3,719万6千円を増額、国庫補助金で農山漁村地域整備交付金の補助対象経費の確定により250万円を減額、県補助金で接続支援事業費補助金の補助対象経費の確定により488万3千円の減額補正をお願いしております。

次に、支出予算につきまして御説明申し上げます。

114ページをお開きください。

事業費用の営業費用で1,269万1千円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、管渠費及び処理場費では各項目の事業費の確定及び余剰金について調整を行い合計で836万円を減額、業務費では接続支援事業費補助金について補助対象経費の確定により690万4千円を減額、減価償却費として257万3千円の増額をお願いしております。

また、営業外費用では、104万円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、令和4年度借入分の企業債利息の確定により、104万円の増額をお願いしております。

次に、特別損失では、150万円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、不足が見込まれる不納欠損分につきまして特別損失として計上するものでございます。

次に、資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

115ページをお開きください。

収入の資本的収入の企業債で6,200万円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、公共下水道の単独の管渠布設工事等の資金として借入予定だったものにつきまして、単独工事費の確定に伴いまして減額をお願いしております。

次に、支出予算につきまして御説明申し上げます。

116ページをお開きください。

資本的支出の管渠建設改良費では、6,200万8千円の減額補正をお願いしております。
こちらにつきましては、先ほどの企業債に関連する委託料、補償料、工事請負費の減額をお願いしております。

また、処理場建設改良費では、468万4千円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、事業費確定による委託料の減額をお願いしております。

以上、議案第18号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第19号 令和6年度美浦村一般会計予算

議案第20号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第21号 令和6年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第22号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 令和6年度美浦村水道事業会計予算

議案第24号 令和6年度美浦村下水道事業会計予算

議案第25号 令和5年度美浦村電気事業会計予算

議案第19号～第25号 令和6年度当初予算

議案第19号から議案第25号までの令和6年度一般会計予算、特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算ならびに電気事業会計予算は、先般の予算内示会において予算編成の基本方針、予算の概要、重点事業及び主要な事業等の資料を提出し、御説明させていただいておりますので、個々の説明につきましては省略させていただきますと存じます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**令和 6 年第 1 回
美浦村議会定例会会議録 第 1 号**

令和 6 年 3 月 1 2 日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・質疑・討論・採決)

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 1 号 美浦村監査委員の選任について

議案第 2 号 美浦村教育委員会委員の任命について

(議案一括上程)

議案第 3 号 村道路線の廃止について

議案第 4 号 村道路線の認定について

議案第 5 号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 10 号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 11 号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 12 号 美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 13 号 令和 5 年度美浦村一般会計補正予算 (第 8 号)

議案第 14 号 令和 5 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 15 号 令和 5 年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 16 号 令和 5 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 17 号 令和 5 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 4 号)

議案第 18 号 令和 5 年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第 5 号)

(議案一括上程・特別委員会設置・付託)

議案第 19 号 令和 6 年度美浦村一般会計予算

議案第 20 号 令和 6 年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第21号 令和6年度美浦村介護保険特別会計予算
 議案第22号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
 議案第23号 令和6年度美浦村水道事業会計予算
 議案第24号 令和6年度美浦村下水道事業会計予算
 議案第25号 令和6年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	3 番	諸 岡 正 明 君
4 番	北 出 攻 君	5 番	松 村 広 志 君
7 番	小 泉 嘉 忠 君	8 番	岡 沢 清 君
9 番	山 崎 幸 子 君	10 番	林 昌 子 君
11 番	小 泉 輝 忠 君	12 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

2 番	塚 本 光 司 君	6 番	葉 梨 公 一 君
-----	-----------	-----	-----------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	山 崎 満 男 君
総 務 部 長	青 野 克 美 君
保 健 福 祉 部 長	吉 原 克 彦 君
経 済 建 設 部 長	岡 澤 光 一 君
教 育 部 長	小 山 久 登 君
総 務 課 長	笹 倉 英 雄 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
税 務 課 長	佐 藤 大 吾 君
収 納 課 長	成 嶋 幸 子 君
住 民 課 長	中 島 紀美江 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	圓 城 達 也 君
福 祉 介 護 課 長	葉 梨 美 穂 君
健 康 増 進 課 長	葉 梨 裕 美 君
国 保 年 金 課 長	浅 野 洋 子 君
都 市 建 設 課 長	米 澤 稔 君
経 済 課 長	正 慶 將 暢 君
生 活 安 全 課 長	富 田 正 寿 君
上 下 水 道 課 長	飯 田 和 徳 君

学 校 教 育 課 長
子 育 て 支 援 課 長
生 涯 学 習 課 長
幼 稚 園 長
大 谷 保 育 所 長
木 原 保 育 所 長

松 葉 時 男 君
福 田 浩 子 君
石 川 大 志 君
矢 崎 和 子 君
広 瀬 良 子 君
鈴 木 玉 恵 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長
書 記
書 記

柳 堀 浩
田 代 恭 子
渡 邊 涼 介

午前10時00分 開会及び開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第1回定例会への御参集、大変お疲れ様です。

ただいまの出席議員は10名です。

2番議員 塚本光司君、6番議員 葉梨公一君の2名が欠席となっております。

これより、令和6年第1回美浦村議会定例会を開会いたします。

なお、今定例会中、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、御了承
よろしく願いいたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程
表のとおりいたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただき
たいと思います。

中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、令和6年第1回美浦村議会定例会に御参集をいただき、大変御苦
労さまでございます。議会活動を通し、住民福祉の向上や教育環境の充実など、本村行
政の発展に御尽力されておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

能登半島地震から2か月以上がたち、また、冬の寒さも残りますが、日々春の温か
さを感じられる時節となってまいりました。

昨日は11日、東日本大震災から13年を迎えました。福島県浜通りはまだ震災前の日

常に戻ることができない状況であります。関連死を含め、今も見つかっていない人を合わせると、2万2,222人を数えると新聞・テレビ等で報道がありました。

日本中どこにいても地震や自然災害が起こることも想定しながら、対策には万全を期してまいりたいと思います。

3月2日には安中小学校において防災訓練を実施し、約60名の住民と消防関係者、いなほ消防署、稲敷警察署、災害対策関連の民間会社など約120名からなる参加者で訓練が実施できました。住民の安全安心を守るためにも、訓練はこれからも実施していきたいと考えております。

美浦村の令和6年度予算は、内示会において説明させていただきました。

一般会計87億4,000万円、特別会計33億5,500万円、企業会計32億6,190万5,000円、合計153億5,690万5,000円を計上させていただきました。昨年と比較しまして、17億101万4,000円増額した予算となっており、増減率は12.5%増であります。

統合小学校の建設も順調順調に進んでおり、本年度中には校舎全体が完成をみられるものと思います。

4月14日には、第28回木原城山まつりが実施の予定であります。春の文化祭の実施も予定をしております。議員各位には参加、御協力をお願いをしたいと思います。

令和6年度の事業は、前年度に続き、6点を柱に推進してまいります。

1点目は、自然豊かで美しく住みよい村づくり事業であります。快適な住居環境の整備や霞ヶ浦の水質保全に努め、環境整備関連の対策事業を推進してまいります。

2点目は、子供の健やかな成長を育む村づくり事業であります。未来を担う子供たちがよりよい教育環境で、学習できる統合小学校の完成を目指し、来年4月の開校を予定しております。

3点目は、村民が尊厳を持って豊かに暮らせる村づくり事業であります。

4点目は、いつまでも安心・安全に暮らせる村づくり事業であります。子育て世代包括支援センターを核とした母子保健事業を実施するとともに、予防接種事業、健康診断事業も実施してまいります。

5点目は、個性と活力にあふれる村づくり事業であります。地域おこし協力隊の活動をさらに広げるため、新たに協力隊の募集を視野に、美浦村の魅力発信につながるよう努めてまいります。

6点目は、みんなと一体となって進める村づくり事業であります。村民、職員、関係団体、事業者が一体となった村づくりを進めてまいります。

以上、令和6年度の基本的な考え方を述べさせていただきました。

美浦村に住んでよかったと思えるような活力ある村づくりに、議員各位の御尽力をいただきながら、職員一同全力で取り組んでまいり所存であります。

今定例会に提案している案件は、諮問第1号で人権擁護委員候補者の推薦についてが1件、議案第1号で美浦村監査委員の選任についてが1件、議案第2号で美浦村教

育委員会委員の任命についてが1件、議案第3号で村道路線の廃止についてが1件、議案第4号で村道路線の認定についてが1件、議案第5号で美浦村印鑑条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号で美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第7号で美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第8号で美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第9号で美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第10号で美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が1件、議案第11号で美浦村介護保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第12号で美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第13号で令和5年度美浦村一般会計補正予算（第8号）が1件、議案第14号で令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第15号で令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第16号で令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第17号で令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）が1件、議案第18号で令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第5号）が1件、議案第19号で令和6年度美浦村一般会計予算が1件、議案第20号で令和6年度美浦村国民健康保険特別会計予算が1件、議案第21号で令和6年度美浦村介護保険特別会計予算が1件、議案第22号で令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算が1件、議案第23号で令和6年度美浦村水道事業会計予算1件、議案第24号で令和6年度美浦村下水道事業会計予算が1件、議案第25号で令和6年度美浦村電気事業会計予算が1件の26案件であります。

議員各位には、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

3番議員 諸岡正明君。

4番議員 北出 攻君。

5番議員 松村広志君。

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から22日までの11日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から22日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

諮問第1号から議案第2号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり適任と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任と認め、答申することを決定いたしました。

議案第1号 美浦村監査委員の選任についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第3号 村道路線の廃止についてから、議案第18号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第5号）までの16議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第19号 令和6年度美浦村一般会計予算から、議案第25号 令和6年度美浦村電気事業会計予算までの7議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思
います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和6年度予算についての質疑は、予算審査特別委
員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第19号 令和6年度美浦村一般会計予算から、議案第25号 令和6年度美浦村
電気事業会計予算まで、以上7議案について、議員全員をもって構成する予算審査特
別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

これより予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時17分 休憩

午前10時23分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告い
たします。

委員長に、山崎幸子君。副委員長に、林 昌子君。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時24分 散会

**令和6年第1回
美浦村議会定例会会議録 第2号**

令和6年3月21日 開議

一般質問

諸岡 正明 議員
松村 広志 議員
林 昌子 議員
塚本 光司 議員

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	塚 本 光 司 君
3 番	諸 岡 正 明 君	4 番	北 出 攻 君
5 番	松 村 広 志 君	6 番	葉 梨 公 一 君
7 番	小 泉 嘉 忠 君	8 番	岡 沢 清 君
9 番	山 崎 幸 子 君	10 番	林 昌 子 君
11 番	小 泉 輝 忠 君	12 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	山 崎 満 男 君
総 務 部 長	青 野 克 美 君
保 健 福 祉 部 長	吉 原 克 彦 君
経 済 建 設 部 長	岡 澤 光 一 君
教 育 部 長	小 山 久 登 君
総 務 課 長	笹 倉 英 雄 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
福 祉 介 護 課 長	葉 梨 美 穂 君
健 康 増 進 課 長	葉 梨 裕 美 君
都 市 建 設 課 長	米 澤 稔 君
生 活 安 全 課 長	富 田 正 寿 君
上 下 水 道 課 長	飯 田 和 徳 君

学 校 教 育 課 長

松 葉 時 男 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長
書 記
書 記

柳 堀 浩
田 代 恭 子
渡 邊 涼 介

午前10時00分 再開

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、諸岡正明君の一問一答方式での一般質問を許します。

諸岡正明君。

〔3番議員 諸岡正明君登壇〕

○3番（諸岡正明君） はい、おはようございます。3番の諸岡です。

通告に従い、2点の一般質問を行います。よろしくお願ひしたいと思います。

1点目は、下水道の未整備地区について。

本村の汚水処理人口普及状況は、令和4年度末で下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽合わせて、92.5%と茨城県内で上位を占めております。下水道は文化のバロメーターとも言われ、健康で快適な生活環境を確保するために不可欠で、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全の三つの機能を担う施設であります。

人口減少時代を迎え、投資額が多く、使用料だけで回収するのは難しくなると心配されますが、人口減少を見据えた対応について、また、老朽施設や修繕施設の対応について、そして村内の未整備地区、布佐地区の一部、大谷地区——石灘、谷津入、根古屋の一部、余郷、宮地地区とありますが、今後の整備予定時期と方法等計画を伺いたい。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、人口減少を見据えた対応についてですが、本村においても人口減少が続いており、これに伴う料金収入の減少が大幅に生じることがないように、未整備……失礼しました、未接続家庭への啓発や接続に関する補助金交付などの支援を行いながら、接続率の向上を図るとともに、受益者の皆様にも適切な御負担をいただき、経営の安定化に努めてまいりたいと考えており、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を令和元年度に策定し、総合的な経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上、経営の効率化を進めているところでございます。

続きまして、老朽化施設や修繕への対応についてですが、本村では霞ヶ浦湖畔の村として、高い理念のもと、霞ヶ浦の水質浄化につながる農業集落排水事業を湖岸地域の集落を中心に県下でも最も早くから取り組んできましたが、これら施設の老朽化への対応と効率化も見据え、農業集落排水処理施設の合理化による経費削減策を計画しております。

公共下水道におきましても、施設の修繕、更新が必要になってきており、令和4年度に公共下水道ストックマネジメント修繕改築計画を策定し、国や県の補助金を最大限に活用しながら、計画的に事業を推進してまいります。

次に、未整備地区における今後の計画でございますが、大きく分けますと布佐地区の一部、大谷地区、余郷地区、宮地地区となっており、4地区とも公共下水道で整備をする予定でございます。既に布佐地区の一部は工事を進めており、同様に大谷地区を開始しております。余郷地区、宮地地区につきましては、令和8年度以降に順次工事を開始していく予定であることから、供用開始はさらに数年後になろうかと存じます。

また、公共下水道事業の整備は多額の工事費を要することから、さきにも述べさせていただきましたように、国や県の補助金を最大限に活用しながら進めますので、その事業採択や工事の進捗状況によりましては、工事開始時期が遅れることも予想されますが、今後も公営企業として、村民の皆様の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたく存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 諸岡正明君。

○3番（諸岡正明君） 今、部長のほうから丁寧な御説明をいただき、ありがとうございます。

現在、未整備地区の4地区については、公共下水道で整備する予定であると。布佐地区の一部は工事を進めて、同時に大谷地区も開始している。余郷、宮地については事業採択や工事の進捗状況により、遅れることもあります、令和8年度以降に順次

工場を開始という予定であるとの答弁。

計画的に整備と思いますが、余郷、宮地地区はラスト整備とのことで、何か取り残されるような感じもいたすところございます。前倒しとは申しませんが、できるだけ早い段階で整備をお願いし、この１点目の質問については終わりにしたいと思います。

それから、人口減少を見据えた対応、施設の更新修繕につきましては、住民サービスを第１に効率的な経営、安定的な経営で推進していただきたいと思います。

１点目はこれで終わりにいたします。

続きまして、２点目の高橋川の治水対策について。

本年も大雨の多い季節が近づいてきます。近年、世界各地で大規模な森林火災、気温40度を超える熱波、巨大台風、さらにゲリラ豪雨など、様々な異常気象が毎年のように発生しております。日本でも、これまで想定しなかった河川が集中豪雨により氾濫し、甚大な被害をもたらしております。

稲敷市と本村を流れる地域の生活に密着した高橋川でも、昨年６月２日から３日の集中豪雨により河川が氾濫し、国道125号冠水による通行止め、稲敷市床上浸水２件、床下浸水３件、美浦村においては床下浸水７件、水田の大規模冠水の被害が確認されています。

これを受け、美浦村長・稲敷市長連名で茨城県へ、一つ、県、美浦村、稲敷市が連携して、ハード対策とソフト対策が一体となった流域治水対策の推進。二つとして、県、美浦村、稲敷市による浸水対策連絡協議会の設置を令和５年６月７日付で要望書を提出。美浦村議会でも、下村議会議長・沼崎議員会長名で、気候変動により頻発する豪雨災害から地域住民の安心安全を守るため、県、稲敷市と連携した流域治水対策の構築、二つとして、流域治水対策の推進として、県から自治体の指導、支援員及び協力体制の強化等の要望書を提出しております。

高橋川は、国、県が直接管理する河川法に基づく河川ではありません。現状では、所在する自治体で対処とありますが、稲敷市、美浦村、２市村で河川の治水対策を行うことは無理があると感じます。後背地は、美浦村——土屋、郷中、受領、美駒、南原、興津、信太、大谷地区。稲敷市——犬塚、佐倉、鳩崎地区と、２市村にまたがる大きな治水役割を占めています。地域住民の生命と財産を守り、住民の生活の安全性、快適性を確保するため、国県の指導、支援を仰ぎながら、早急に、治水対策の方向性を協議会の中で、示していくことが必要と思われます。

浸水対策連絡協議会の設置、昨年６月——県への要望後より現在までの進捗状況を伺いたしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

昨年６月の令和５年梅雨前線による大雨及び台風第２号では、高橋川流域において、

家屋の床下浸水、道路冠水が発生するなどの浸水被害に見舞われました。

6月7日には中島村長、箕稲敷市長が県庁を訪問し、県土木部長へ災害対応支援の要望をいたしました。

早速、翌7月12日には台風2号に伴う高橋川及び周辺の浸水被害についての第1回の会議が開催されました。会議は、県河川課が中心となり、下水道課や竜ヶ崎工事事務所など、県職員及び稲敷市、美浦村の担当者、総勢23名が出席し、現状の対応や課題などについて協議を行いました。両市村の過去の解決対策は、多くの時間や費用を要し、実現に向けては様々な困難事案が生じることが想定されたなどの経緯も踏まえ、今回の連絡会においては、中期的な減災対策に主眼を置くこととしました。

その後、11月21日、第2回の会議においては、県が取りまとめた調査業務の中間報告として、被害要因の検証結果と今後の進め方について協議を行いました。

こちらは、2日からの雨量及び高橋川の流量、霞ヶ浦の水位について示したものです。霞ヶ浦湖畔の木原観測所雨量計における最大24時間雨量は244ミリであり、時間最大雨量は32ミリを記録しました。県の行った流出計算によれば、6月3日午前3時頃、高橋川の高橋付近の流量はピークとなり、毎秒約32立方メートルとなっていました。

また、霞ヶ浦の水位のピークは6月4日午前6時となっており、高橋川のピークから1日以上の間隔があり、高橋川の越水はバックウォーターによる影響はないと思われること。

このほか、高橋川の流下能力については、河口から国道125号の高橋までは過去に行った水資源公団の整備もあり、流下能力を有しているものの、高橋の上流の右支川合流点から上流は流下能力が著しく低いことが要因となって、越水につながったなどが報告されました。

そこで、これらの雨量や流下能力を参考に、両市村の被害防止・軽減対策として、大きく4点挙げられました。一つ目は流域全体での貯留能力の確保、二つ目は高橋川及び排水路の流下能力の向上、三つ目は内水の排除対応、四つ目は情報提供手段の確保であります。

このうち、三つ目の内水排除対応としましては、国土交通省の排水ポンプ車の活用に向け、現地立会いを実施し、同規模の大雨が降った際に、排水ポンプ車が進入・稼働可能な稲敷市側への配備について調整したところです。

また、四つ目の情報提供手段の確保につきましては、既に24時間の水位監視カメラなどの整備を行い、危機管理情報の迅速かつ的確な収集に向けて実用しているところです。

そこで、一つ目の流域全体での貯留能力の確保として、調整池などの溜める対策、二つ目の高橋川及び排水路の流下能力の向上として、河川断面のかさ上げによる流す対策について、県とともに現在も研究を進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 諸岡正明君。

○3番（諸岡正明君） はい、丁寧に説明いただきありがとうございました。

浸水対策の連絡協議会は県の河川課が中心となり、美浦村、稲敷市の実務担当で組織、既に7月12日と11月21日に協議を実施済みとのことで、両首長、本村議会の要望に県、美浦村、稲敷市の担当部署が早速対応いただき、今回は軽減対策に協議を主眼を置き協議をしているとのこと。大変御苦労さまであります。

11月21日の会議において、県がまとめた調査業務の中間報告の中で、高橋川の被害防止軽減対策として、高橋より上流の流下能力が低く、有効策としては流域全体での貯留能力の確保として、調整池など貯める対策と、高橋川及び排水路の流下能力の向上として、河川断面の嵩上げによる流下対策であるとのことですが、今後データを精査して、取りまとめはいつ頃を考えているのか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） お答えします。

令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号に伴う高橋川流域の浸水防止軽減策報告書として、令和6年度中に取りまとめる予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 諸岡正明君。

○3番（諸岡正明君） 高橋川の治水対策については、過去に数回水害に見舞われ、関係する住民にとりまして、1日も早い安心安全を確保することが望まれており、美浦村、稲敷市とも解決しなければならない大きな問題であります。

古いことわざに、河川を制する者は天下を制するとも言われ、地域にとって大変重要なまた、大変困難性のある事業でもあると思っております。

この協議会の中で方向性を出した後、この整備の実現に向け、協議会の技術を結集し、早い段階で整備に向けて推進していくことを要望したいと思います。

それから最後にですね、浸水防止軽減策報告書、これができ上がった際、令和6年度中の早い段階ででき上がると思いますけども、速やかに議会へ説明をお願いし、この質問を終わりたいと思います。

この説明の件だけをちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 報告書につきましては、令和6年度中に取りまとめる予定でございますが、取りまとめの報告書ができた段階で、速やかに議会のほうに報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（下村 宏君） 諸岡正明君。

○3番（諸岡正明君） 部長、どうもありがとうございました。

そういうことで報告書の説明については、そんな遅くないうちにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、諸岡正明君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔5番議員 松村広志君登壇〕

○5番（松村広志君） 皆様、おはようございます。5番議員の松村です。よろしくお願いいたします。

はじめに、かけがえのない多くの命が奪われた東日本大震災から13年となりました。犠牲になられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

そして、今年1月1日、最大震度7を観測した能登半島地震。ここまで断層が大連動するのは数万年に1回あるかないかとみていた、とは専門家の分析であります。改めて、犠牲になられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

SDGsの取り組みについて伺います。

国連が掲げる持続可能な開発目標、SDGs達成へ行動を加速するため、政府が4年ぶりにSDGs実施指針を改訂しております。SDGsの理念が国民に浸透しつつある現状を踏まえ、持続的な経済・社会システムの構築や誰も置き去りにしない包摂社会の実現を重点事項として取り組む方針を明記。ここには、貧困・格差対策などの強化を訴える公明党SDGs推進本部が提言した内容が随所に盛り込まれております。

さて、今年4月に人間の安全保障を巡り各国が意見を述べ合う国連総会が開催されます。そして、9月に開かれる未来サミットでは各国が共通の原則の再確認・強化とともに、人々と地球により貢献するソリューションを前進させる重要な機会となります。加盟国の労働協約の強化や、現在および将来世代に団結を示すために、未来のための協定の採択が約束されております。

しかし、これは、世界のどこか遠くの出来事ではありません。今ある様々な危機に対し、持続可能な社会の在り方や未来をいかに価値的に創造していくか。自治の大小や地域性を問わず、関わる全て、私たち一人ひとりが問われている課題であります。国連グローバルコミュニケーション局のマーヘル・ナセル部長は、「私たち大人の世代が見通せるのは長くても20年先でしょう。しかし若者はもっと先の未来を見通している。今を生きる若者の未来はどうなるのか。さらには、これから生まれてくる子ども

もたちはどんな時代を生きるのか。その課題意識を最も持っている青年たちが議論の場・交渉の場の中心に入ることがよりよい未来をつくる力となります。」と話されております。

自治体としてSDGsへ取り組みを重ねていただいている本村の周知と学校教育等について伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） それでは、松村議員の御質問にお答えしたいと思います。議員からは、これまでもSDGsの推進について御質問をいただいているところですが、今回の御質問は、住民への周知、教育等、多岐にわたりますので、私から本村の現状を含め今後の意向について答弁させていただきます。

第7次美浦村総合計画に掲げる基本理念や将来像とSDGsの17の目標については、全ての人に対する視点が共通していることから、総合計画の推進を図ることが、SDGsの達成に寄与するものと考えています。

SDGsへの取り組みにつきましては、民間企業でも積極的にPRしているところもあり、住民の認知度、関心度も上がってきています。

村においても、広報紙で令和2年10月から令和3年5号でSDGsの記事を掲載しました。SDGsの目標年度は、2030年ですので、今後も必要に応じ住民への周知を図ってまいりたいと考えます。

次に、SDGsを意識した教育活動の充実については、美浦村教育指導方針のグローバル社会に対応できる教育の推進の柱の一つとして、これまでも村内小中学校において積極的に取り組んでまいりました。

本村といたしましては、令和6年度美浦村教育指導方針においても、引き続き、環境、貧困、人権及び平和といった地球規模で起こる様々な課題を、自らの問題として主体的に捉え、持続可能な社会を創るという視点に立って、仲間と共に協働して解決につなげていく教育を大切にしたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） SDGsの今後、更なる推進のお取り組みをよろしく願いたします。

あまりにも悲惨な事件として被告に死刑判決が言い渡された京都アニメーション放火殺人事件の裁判では、事件の背景として周囲からの孤独・孤立が影響した点が浮き彫りとなり、社会的孤立への対応のあり方が問われております。孤独・孤立を巡る問題は、独居世帯の増加や近隣・家族関係の希薄化、病気などが背景に挙げられ、近年はコロナ禍の影響によって深刻化、顕在化しております。

2022年の国の調査によれば、「孤独をどの程度感じるか」との問いに対して、「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」と回答した割合が全体の4割に

達するなど、対策強化の必要性が明らかになっております。

昨年5月には取り組みを法的に担保するため、孤独・孤立対策推進法が成立し、今年4月1日に施行されます。推進法では地域の関係者が相互に連携・協働することを定めており、自治体や支援団体、地域住民、企業などが協力して取り組む官民連携プラットフォームの設置を促していくとしています。そして、孤独・孤立の問題について正しい知識を持ち、周りの人に関心を持ち、できる範囲で困難を抱える人をサポートする、つながりサポーター（仮称）の養成を2024年度から本格化させるとし、今後の地域での人材の育成が求められて参ります。

この推進法に対する本村の意向及び取り組みについて再質問をいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 本村の意向ということですので、私のほうから答弁させていただきます。

孤独・孤立の問題につきましては、昨年第3回定例会の松村議員の孤独・孤立対策推進についての一般質問でお答えしたところですが、村では、さまざまな課題を抱える方々への支援として、各事業の担当者が相談を受け、必要と思われる支援について庁内外の関係機関と連携し実施しております。

今後、あらゆる世代の方々がそれぞれに様々な課題に直面していることを踏まえ、これまでの取り組みを整理するとともに、引き続き、国、県の動向を見据えながら、関係機関と連携し実施してまいります。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 前向きなお取り組みをよろしくお願いします。国や県などからの周知や指示待ちではなく、重要な課題に対しては、住民のためにも一自治体としての矜持を抱きながら、先進的なお取り組みをよろしくお願いいたします。

次に、交流人口についてお尋ねいたします。

本村に限らず、全国的な人口減少や東京の一極集中の進展で地方は定住人口の増加が難しくなっております。

本村への交流や関係人口の増加に向けて、民間企業との連携を視野に、二つの提案をさせていただきます。これは、本村が策定した第7次美浦村総合計画の重点戦略の中、基本目標1から3への具体的な提案でもあります。

一つ目は、二地域居住と田舎のシェアハウスであります。現在、コロナ禍以降、若い世代を中心に地方での暮らしに関心を持つ人が増えてきております。そして、注目されているのが、都市と地方の双方に生活拠点を持つ二地域居住という暮らし方です。国土交通省の審議会の発表によれば、地方暮らしをためらう要因として、住まい・仕事・コミュニティーへの懸念が指摘されております。そこで、国は住まいの確保に向け、空き家のリフォームやシェアハウスの整備に対し助成を行うなど、テレワークな

どに使えるコワーキングスペースの増設を後押ししております。資料に載せました田舎シェアハウスと併せ、本村の意向を伺います。

さらにもう一点。全国みほちゃんネットワーク、縄文陸平の活用と進展、光と風の丘公園の活用について伺います。全国みほちゃんネットワークは、平成28年第3回定例会からの再質問であります。本村のさらなる周知と交流強化のための取り組み、地域性のある新たなオリジナルなアイデア、トレンドづくりを目指した提案であります。これは全国にいるみほちゃん・みほさんや、みほと名付く自治体、企業などに対し、本村との交流や関係をつくる明るいネットワークを構築していくものです。

さらに、本村の貴重な財産である陸平縄文遺跡やその文化、また、光と風の丘公園などにおける今後の活用の推進、新たなみほふれ愛プラザ直売所の指定管理を担うプロジェクト茨城との連携を伺います。本村ならではの商品性やグッズなど、アイテムの制作や情報発信による展開などもお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 青野克美君。

〔総務部長 青野克美君登壇〕

○総務部長（青野克美君） 現在、大山湖畔公園の指定管理者でもある株式会社プロジェクト茨城が、4月から地域産品直売所である、みほふれ愛プラザの指定管理者となります。このことにより、大山湖畔公園とみほふれ愛プラザの連携が強化され、美浦村における観光拠点となることが期待できます。

このほか、プロジェクト茨城は、大山湖畔公園はもとより、陸平貝塚、美浦トレーニング・センターといった、美浦村特有の遺跡や施設を活用することにより、交流人口の拡大を考えています。

村といたしましては、プロジェクト茨城との連携を図りながら、魅力ある各種イベント等を企画立案し、そして実行することで、交流人口の増加に取り組んでいきたいと考えております。

また、議員から提案のありました、二地域居住や田舎のシェアハウスなどの交流人口や関係人口の増加を目的とした取り組み、その他、全国みほちゃんネットワークといった交流事業など、行政のみの力だけでは困難であると思われる事業におきましては、他自治体の事例や取り組み方を参考にし、民間企業の事業展開への積極的なサポートを含め、村と民間企業とがお互いにが連携し合っていける方法を、研究していきたいと考えていきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 前向きなお取り組みをお願いしたいと思います。美浦村の命運をかけたさまざまな提案がこれからもなされると思います。よろしく願いいたします。

最後に、災害対策についてお尋ねいたします。

13年前に発生した東日本大震災では、今も心の傷を抱える人が少なくありません。

地域や個人の間に復興の温度差が生じており、被災者を決して孤立させることなく、一人に寄り添う支援が一層求められております。

具体策として、災害ケースマネジメントの普及や啓発が必要とされております。また、地域防災計画への位置づけとして、市町村の災害時の対応は、地域防災計画に基づいて実施される、災害ケースマネジメントの実施や体制について、地域防災計画などの制度に位置づけておくことで、災害時の対応・分担を明確にしておく、地域福祉計画などの関連する計画への位置づけも推奨、とあります。本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題を個別の相談により把握したうえで、専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、主体的な自立・生活再建のプロセスを継続的に支援するものであり、災害関連死の防止に結び付くとされています。国においては、災害ケースマネジメントの取り組みが新たに盛り込み、防災基本計画を修正し、手引きを公表。現在、全国の自治体に整備を促すべく周知、啓発をしているところであります。

現時点での本村地域防災計画では、被災直後から避難所運営期を想定し、担当班が他団体やボランティアなどと連携し、被災者等のニーズを収集、集約するとしておりますが、さらに、災害ケースマネジメントについて、他自治体の事例を踏まえ、本村に合ったマネジメント体制を関係者と研究していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 能登半島地震発災から6日目、石川県能登町などを回った公明党の大口衆院議員らによれば、道中で立ち寄った建物のトイレの便器が汚物で埋め尽くされている驚きと同時に、すぐさま報告をされております。

また、発災3日目、いち早く珠洲市や輪島市に入り支援活動を行った、認定NPO法人AAR J a p a n（難民を助ける会）の大原氏は、悲惨な光景を次のように語っている。珠洲市のある小学校体育館には、300人を超える地域住民らが身を寄せていた。体育館のトイレに入ると、便器に非常用トイレのビニール袋は設置されていたものの、汚物であふれていた。不衛生なトイレに行かなくて済むよう、食事や水分摂取を我慢する人も出ていた。特に女性にその傾向が強く、2日間トイレに行っていない人もいたという。劣悪なトイレ環境は、避難生活のストレスを高めたり、急性胃腸炎を招くとされ、ノロウイルスなどの集団感染の原因となるだけではない。災害関連死の危険性も高める。避難者が水分摂取を控えるため、血液中に血の塊ができ、肺に詰まって重篤な症状を引き起こすエコノミークラス症候群を誘発するためである。

NPO法人日本トイレ研究所が昨年、全国の自治体を対象に実施したアンケート結

果によれば、災害時のトイレ確保・管理計画を策定していると答えた自治体は24.1%で、策定していないが75.9%に上った。災害用トイレの備蓄状況についても、最大規模の災害が発生した場合に想定される避難者数に対して足りる見込みと答えた自治体は30.7%にとどまっていた。

昨年12月、令和5年第4回定例会にて行った質問、移動可能なモバイル仮設住宅にも付随しますが、トレーラー型トイレの検討や家庭用組み立て式トイレの備蓄についても伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 災害時のトイレ対策と責任者の明確化についてお答えします。

まず、災害時のトイレ対策としまして、断水時にも既存施設のトイレが使用できるよう、吸水シートがセットになった簡易トイレを各小学校、ふれ愛プラザ、中央公民館に計700個備蓄しております。また、段ボールトイレ——組み立て式トイレであります。これを各小学校、ふれ愛プラザ、中央公民館に備蓄するとともに、トイレ使用時に必要となる汚物処理袋、吸水シート、処理剤など、1,000回分を備蓄しております。さらに、令和3年度に三協フロンテア株式会社と災害時のユニットハウストイレ提供について、協定を締結しております。

災害時のトイレ責任者につきましては、災害時における村職員の配備体制により、生活安全課が担当班と明確化しており、生活安全課長が責任者として引き続き災害に備えてまいります。

続きまして、トレーラー型のトイレ検討についてお答えします。

令和6年能登半島地震においても、被災者はもとより、ボランティアも含む地方公共団体の災害応急対策に従事をする方々が継続的に活動するうえで、トイレの確保が課題であることが改めて認識されたところであります。

機動性や衛生面に優れ、被災地の状況に応じ多様な場面で活用することができるトイレカーは、実用性が高いと思われます。このような中、本年2月21日付け消防庁事務連絡通知において、トイレカーの整備についても緊急防災・減災事業債の対象となる旨、示されました。本村といたしましても、このようなメニューの活用を前提に導入を研究していきたいと考えております。

令和5年12月議会定例会にて御質問をいただきました、日本ムービングハウス協会との防災協定につきましても、協定締結に向けて協議を行っている旨を御報告させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 前向きなお取り組みに感謝いたします。これからもよろしく

お願いいたします。

質問の冒頭、9月に行われる国連サミットについて触れました。2045年国連の100周年に向けた大きなイベントであると同時に、別の重要な議論の場ともいわれております。それは、SDGsの次のグローバル・アジェンダとして、ウェルビーイングが議題のメインテーマの一つになることであります。

SDGsの目標3には、すべての人に健康と福祉を（グッドヘルスアンドウェルビーイング）、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進するとあります。このウェルビーイングとは、心身と社会的な健康を意味する概念とされ、決まった訳し方はなく満足した生活を送ることができている状態、幸福な状態、充実した状態などの多面的な幸せを表す言葉であります。このウェルビーイングについては、昨年9月の質問、孤独・孤立対策推進のあとで触れましたが、本村でも、現在策定中の第2期美浦村教育振興基本計画の基本理念で検討されております。このウェルビーイングの推進などについては今後、改めて質問を重ねて参りたいと考えます。

以上で、私からの質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

〔10番議員 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、3点質問をさせていただきます。

まず初めに、RSウイルス感染症ワクチン接種について質問いたします。

このワクチンについては、最近テレビコマーシャル等で皆様耳にすることも多くなっていると思われます。

肺炎は世界的に重大な健康問題であり、日本でも年間約7万4,000人が肺炎で死亡されています。皆様御承知のとおり、肺炎には様々な種類があり、それぞれリスクも異なります。肺炎の種類とその特徴を申し上げますと、1番目が細菌性肺炎、これは最も一般的な肺炎で、抗生物質で治療できることが多いです。肺炎球菌などが原因となります。2番目がウイルス性肺炎、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス、RSウイルスなどが原因となっています。ウイルス感染の多くは上気道から始まり、その後、肺に移動します。3番目が真菌性肺炎、免疫不全など、既に健康問題を抱えている場合に発症することがほとんどで重症化する可能性が高いと言われています。

4番目が院内感染の肺炎、病院環境で感染する肺炎で抗生物質に耐性を持つ菌もあります。

肺炎は放置すると重い合併症を引起して、体の他の部分にまで広がる恐れがあります。特に、高齢者や免疫系が弱い人は、注意が必要となっております。

関西医科大学附属病院の呼吸器感染症の宮下教授はこのように言っております。「高齢者の肺炎罹患は、負のスパイラルを招く」と読売新聞オンライン講座の講義で述べられております。どういうことかと申しますと、超高齢社会の日本では、健康な状態の期間を表す健康長寿と平均寿命との差を縮めるのが課題であり、肺炎予防は最重要ポイントと言われております。肺炎の罹患率は65歳から急激に増加するというデータがあり、これは免疫機能が低下する年代と一致いたしています。まさしく、私たちもその年代に入ってきました。

一方で、肺炎は治る病気、良性疾患だというイメージを持たれがちですが、高齢者肺炎の実情はそうではありません。高齢の方の肺炎患者の入院から半年を追った調査があります。ふだんの社会生活の中で罹患した市中肺炎患者の約30%、長期療養型病床や介護施設に入所している介護が必要な肺炎患者の約80%は入院前と同じ生活には戻っていないという報告です。高齢者が肺炎を繰り返すと、肺炎自体はきちんと治ったとしても、立ったり座ったりする日常的な身体機能や認知機能、嚥下機能の低下によって、次の肺炎を引き起こす負のスパイラルに陥ってしまうということです。これが関連していると考えられます。ですから、負のスパイラルに陥らないようにするには、まず肺炎にかからないことが大事ということです。

今回は肺炎の中でも、ウイルス性肺炎であるR Sウイルス感染症について質問をさせていただきます。

資料を御覧ください。

R Sウイルス感染症は、古くは1960年代には認知されている感染症であります。出産後、母親からの免疫が消失していく、乳幼児または小児において見られる風邪症状を伴う呼吸器感染症として、2歳までにほぼ100%感染することは知られているところでございますが、資料の2番目を御覧ください。60歳以上では、R Sウイルス感染による急性呼吸器感染症の発症は69万7,535件、入院数は6万2,627件、院内死亡者は4,467例と推定されております。

特に、60歳以上の成人高齢者においては、加齢とともに免疫力が落ちてきたり、様々な基礎疾患やその治療薬などにより免疫が低下するなどのことから、感染し、重症化するものであります。

コロナ禍以前では、高齢者におけるインフルエンザの症状疾患の原因の第3位がR Sウイルスであったと報告されております。呼吸器感染症と言われるように、高齢者においては、肺炎などの重篤な病状により入院死亡が報告されており、日本でも毎年約70万人のR Sウイルス感染者が出ており、うち約6万3,000人が入院、約4,500人の方

が入院中に死亡している可能性がある」と推計されております。これは、RSウイルス感染症を発症した方の約10人に1人が入院をして、入院された方の15人に1人が肺炎等によって死亡されているという現状です。

次の資料を御覧ください。

肺炎は日本人の死亡原因の第5位となっており、現在、国をはじめ、地方自治体において積極的に高齢者の肺炎予防は取り組まれています。その内容は、肺炎になった際の治療薬、肺炎を引き起こすような感染症自体を予防するワクチン接種がありますけれども、RSウイルス感染症は残念ながらいまだに治療方法はなく、昨年9月に初めてワクチンが承認されたという疾患であり、肺炎への重症化を防ぐには、感染自体を予防するワクチン接種が重要となっているのです。

そこで、本村の取り組みを伺わせていただきます。

本村の高齢者接種状況、新型コロナワクチン接種、インフルエンザワクチン接種、肺炎球菌ワクチン接種はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉原克彦君。

〔保健福祉部長 吉原克彦君登壇〕

○保健福祉部長（吉原克彦君） 林議員の御質問にお答えさせていただきます。

高齢者の接種状況ということですので、65歳以上の接種状況の接種実績につきまして、ディスプレイのほうに表示させていただきます。

令和6年3月1日現在のものにはなりますが、接種対象者は4,658名、新型コロナウイルス感染症の実施者が2,461名、接種率が52.83%。季節性インフルエンザの実施者数が2,492名、53.5%。高齢者肺炎球菌の実施者数が2,198名、接種率47.19%となっております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） とても見やすく分かりやすい表を提示いただきました。ありがとうございました。

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率が低いのがとても残念に思っております。

それでは、次の資料を御覧ください。

このRSウイルス感染症は、現在、多くの方が予防接種しているインフルエンザと比べた際、重症化のリスクは、インフルエンザと同等もしくはそれ以上とされており、特に肺炎を引き起こすリスクはRSウイルスの方が高いとも報告されているところでございます。

そこで、美浦村における肺炎予防の一環として、新型コロナ、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌と一緒にRSウイルス感染症についても、地域住民への疾患周知、感染予防への注意喚起の徹底が必要と考えますが、いかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉原克彦君。

〔保健福祉部長 吉原克彦君登壇〕

○保健福祉部長（吉原克彦君） 林議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和6年4月以降、新型コロナウイルスワクチンもインフルエンザワクチン同様、接種は秋冬期の接種であり、高齢者肺炎球菌は65歳を迎えた方が66歳になる前日まで接種を受けることとなっております。

慢性呼吸疾患等の基礎疾患を有する高齢者におきましても、肺炎の合併が認められることも明らかになりつつあることから、これらの接種時期に合わせて、リーフレットの作成、ポスター掲示に加え、広報、ホームページ等、それらの媒体を使いまして周知を図っていくことは検討の対象であるかと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 乳幼児に関してのことは周知済みでございますが、高齢者に対しての、意識がない年代に関しての周知は本当に大切であると思いますので、命を守るという意味でも、ぜひ大切な周知、分かりやすい周知をお願いしたいと思います。

その上で……すみません。その上で、RSウイルスワクチンは、他の肺炎予防を目的としたワクチンとは異なり、任意接種のワクチンとなりますので、少しでも地域住民の方々が接種しやすいように、接種費用の一部公費負担を検討できないものでしょうか、この点をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉原克彦君。

〔保健福祉部長 吉原克彦君登壇〕

○保健福祉部長（吉原克彦君） 林議員の御質問にお答えいたします。

国によるワクチン承認の認可がおりたのが昨年9月であること。

また、RSウイルスは、定点把握5類感染症として、診断した指定届出機関、現在のところ小児科定点把握のみとなっており、成人におけるRSウイルス疾患の動向の評価は困難であると思われま。

そのため、RSウイルスに罹患したとの特定さえされていないのが現状かと思われま。

RSウイルスワクチンは認可されているため、安全性のエビデンスはあるところだと考えられますが、まずは全年齢におけるRSウイルス感染症の疾病負荷の把握と対策に関する検討が求められるところであり、村としましては、国の動向を見ながら、近隣自治体とも情報共有を行い、副反応等の発生や接種費用の助成についても注視していきたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、国の動向を見ながら、また、副反応等の発生や接種費用の助成についても注視していきたいという答弁をいただきました。

先ほど言いましたように、肺炎を引き起こすリスクはRSウイルスのほうが高いと

報告されているんですね。ですので、その方々に正確な情報を届けながらも、予防が大事というこの時期に、こういう助成というのはとても公費負担ということはとても大事なことでと思います。

それで、ここで村長に伺わせていただきます。

ただいま部長の答弁でこのように答弁いただきましたけれども、資料の5を御覧ください。ウイルスによる自治体発症数シミュレーションです。これ以降は、医療費削減や介護ケアの観点から質問させていただきます。

製薬会社から出していただいたデータでは、美浦村におけるRSウイルス感染症の規模は、毎年136人が感染、これ美浦村のシミュレーションです。美浦村として毎年136人が感染、24人が入院、0人から1人が死亡しているという試算も出されております。

また、このワクチンは2年に1回接種で有効なワクチンということで、接種回数が少なく済むワクチンであることも特徴であります。

次の資料を御覧ください。

ウイルス感染症における医療費シミュレーションです。24人の方が美浦村で入院されたとして、その時の医療費、美浦村でかかる医療費は348万4,113円となっています。重篤化すればさらに加算されるということでございます。

次の資料、介護への移行についてです。入院患者24人の方が介護ケアに移行する人数は6人、介護施設に移行する人数が3人と出ています。入院したら2人から3人に1人は健康体に戻れず、本人はもちろんのこと、家庭、家族への負担が推しはかれません。そして、村としても、長期にわたり、医療費及び介護費用が毎年加算されます。

風邪症状で医療機関を受診して、コロナでもインフルエンザでもないと診断をされ、一度安心した人もいるかもしれません。また、今まで注目されていなかった疾患ですので、インフルよりも重篤化のリスクが高いRSウイルス感染症のリスクにさらされていた人がいるかもしれません。

肺炎を引き起こす原因疾患が明らかとなり、地域住民をそのリスクから救い、いつまでも健康を維持し、健康寿命の延伸が望めるのであれば、美浦村においても積極的に投資すべき政策だと私は考えます。

接種回数は1回で費用2万5,000円から2万7,000円。ぜひ、1人でも多くの方が、この感染症によって知識を深め、予防する意識を持ち、ワクチンの一部補助によってRSウイルスワクチン接種者が増えて、健康的な日々を送れたらと願うものであります。

話は違いますが、带状疱疹ワクチン接種費用の一部公費負担を1回1万円補助を2回分と中島村長が決断されたのは茨城県初の決断でありました。多くの住民の方々から、補助が導入されたから早速接種してきたよ、接種費用補助してもらって本当に助かったと喜びの声が寄せられております。多くの自治体から担当課に問い合わせ

せがあり、対応に追われているとの状況も伺いました。美浦村が健康と医療費削減に県内一努めていることが、大きな波紋を巻き起こしているんです。

R S ウイルスワクチン接種補助は、他県では導入検討され始めています。茨城県内はまだですけども、どうかトップダウンでの決断で、住民の健康を願う村長 5 期目の実績として決断されることを願って伺います。

改めて伺います。一部補助負担についての見解をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 定例会再開、大変御苦労さまでございます。

林議員のですね、R S ウイルス感染症ワクチン接種についてということで、前の带状疱疹のことを引き合いに出して、美浦村の健康を考える面ということも質問ありました。

先ほど、吉原部長のほうからですね、答弁がありましたように、国によるワクチン承認の認可がおりたのが昨年 9 月ということでございます。

村としても、国の動向を見ながらということでございますけれども、実は 3 月 6 日の朝日新聞に、R S ウイルス感染症は抗原検査が入院されている方にしか保険適用がされてないという、国においてですね、入院されている方にしか保険適用がされてないということであれば、もう少し、国としてもこの R S ウイルス感染症が保険を適用をもう少し広げていただけるような対策を、一番国に近いところに、今の中ではいるのかなあというふうに思いますので、ぜひ、国を動かす、村を動かす前に、国のほうがある程度方向性を出していただけると。保険適用を、これは入院されている方しかないじゃなくて、ぜひ、そういう高齢者、大人に関する部分でも健康維持をしていくとするものであれば、広く保険適用を促していただけるようにしてもらえれば、各自治体としても国の要綱に沿ってそれぞれやっていけばいいのかなというふうに思っておりますので、国の動向を見ながら、近隣自治体とも情報共有をしながら、ぜひこれからも接種の費用の助成については注視して、より、国のほうが方向性が出れば、村としても早めに判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 国の動向を見てというところの 1 点は変わらない答弁だったかと思うんですけども、带状疱疹ワクチンのときもいろんな自治体で増えていることで、国としても、国民が求めているんだなということで国が定期接種に踏み込むという決断をしているのが今の国の流れでございます。

ですのでそういう意味で、美浦村としても、需要があるんだよ、これだけ住民が求めているんだよという思いを国に伝えるには、まず補助していく、こういう実績を積み重ねていくことで、各自治体が積み重ねていくことで、国を動かしていけるのかなという、今の国の流れそういう流れですので、どうか村長のトップダウンでの決断

をさらに私は求めていきたいと思います。

医療費や介護費、いろいろやっぱり美浦村としてもどんどん圧迫してきております。これを削減すること、美浦だけではございませんが、今本当に予防医療に力を入れているのが現状でございます。

そういう意味ではこのウイルスの、公費負担ということを掲げることも、住民の健康で長生きするために必要な、公費負担になる、また、医療費削減にもつながるということを今示させていただきましたので、何とかこれを前向きに検討して、令和6年度、再度ここで一般質問が終わったから終わりではなく、この1年間かけて、何とか前向きに、国の動向を見ながらではあるかと思いますが、ほかの自治体ももう検討を始めているところが現実ありますので、何とか私は、村長が茨城県でトップダウンでね、トップの決断をされたことは高く評価させていただいております。

ですので、今後も健康長寿のために美浦村は努力しているという、村長の思いが伝わる政策実現を期待をしておりますので、今後も、私自身もこのことに対して注視してまいりたいと思いますので、どうか御検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

そのことを踏まえて、1問目の質問を終わりたいと思います。

次に、2点目、フッ化物洗口推進事業について伺います。

皆様御存じのとおり、国では、国民皆歯科検診の取り組みが進められています。

茨城県歯科医師会の会長、森長一男先生にいわく、「生涯にわたり、歯と口腔の健康を保つことは、おいしく食事をすること、会話を楽しむことなど、心身ともに健康で豊かな生活を送るために大切である。また、自分の歯でよくかんで食べることは、糖尿病などの生活習慣病や認知症の予防にもつながることが明らかになっている。」ということです。健康長寿延ばすためにも、歯と口腔の健康の重要性が高まってきているとの見解を述べられております。

茨城県は全国に比べて虫歯人口が多いことから、科学的根拠に基づく虫歯予防法であるフッ化物応用の推進を図っています。茨城県のフッ化物洗口の普及は遅れているんです。普及率は全国でワースト県になっております。

資料1を御覧ください。

歯を失う主な原因ということで、虫歯が47%、歯周病が37.1%と歯を失う原因の半数が虫歯となっております。虫歯は、子供の頃からの虫歯予防が生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの基礎となります。

資料を御覧ください。これは、3歳児と12歳児の茨城県と全国の虫歯率を示したグラフでございます。

文科省の学校保健統計調査のグラフですけれども、茨城県の子供たちは、全国平均よりも虫歯有病率が高いというのが現状であります。子供の虫歯は年々減少してきているわけですが、依然として子供がかかる病気で最も多く、県内での一層の虫歯予防対策が必要となっているそうです。歯磨きや食生活は、各家庭での生活環境等に

よって異なってきますけれども、健康格差が生じているというのも課題となっているということでございます。

そこで、本村の現状と対策を伺います。予防対策として、乳幼児、小・中学校での取り組みはどのようになされているか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉原克彦君。

〔保健福祉部長 吉原克彦君登壇〕

○保健福祉部長（吉原克彦君） 林議員の御質問にお答えします。

乳幼児につきましては、健康増進課において、1歳6か月健診、2歳児歯科健診、3歳児歯科健診の各健診におきまして、歯科医師の検診と歯科衛生士の歯磨き指導を行っております。

なお、2歳児歯科健診及び3歳児健診の際は、フッ化物塗布を行っております。

小・中学校におきましては、全校において給食後の歯磨きを毎日を行っております。また、歯科衛生士や養護教諭等を講師とし、虫歯予防や正しい歯の磨き方などについて、毎年指導を行っております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 乳幼児健診等での歯磨き指導は、保護者にとって、とても歯磨きの大切さを知るよい取り組みであると思います。

また、小・中学校での歯磨き指導が毎年行われている現状を伺いました。

それで資料を御覧ください。

12歳児の1人平均虫歯数、茨城県よい歯の学校表彰調査を、グラフでございますが、美浦村としてはしっかりと歯磨き指導をしているという答弁でございましたけれども、茨城県は47都道府県中、虫歯の多さは17番目でございます。その茨城県の中で、美浦村はワースト4位に位置します。この現状を改善するためにも、幼・保・小・中学校でのフッ化物洗口を推奨すべきと考えます。

そこで、本村のフッ化物洗口等の取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉原克彦君。

〔保健福祉部長 吉原克彦君登壇〕

○保健福祉部長（吉原克彦君） 林議員の御質問にお答えいたします。

フッ化物洗口の取り組みということでございますが、令和4年11月から県補助金を活用し、村立幼稚園・保育所の4歳児及び5歳児を対象としたフッ化物洗口事業を実施しております。

当該補助金は2年で終了となることから、令和6年度につきましては、引き続き健康増進課において予算を計上し、事業継続を予定しております。

小・中学校におきましては、安中小学校の1年生から3年生を対象に、給食後のフッ化物洗口液でのうがいを週1回実施しておりましたが、限られた時間の中でフッ化物洗口の時間を確保するのが難しく、また、うがいをする際に一人一人の補助を

行うため、教職員の負担が大きく、苦慮しており、現在は取りやめているところでございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 本村として努力されていることがうかがえて、とても良かったです。先日晒されました新年度予算にも、しっかりと幼稚園・保育所での実施予算が計上されていたので、安心をしたところでございます。

次の資料を御覧ください。

園児のうがい風景写真、歯磨き後の1分間うがい風景です。

幼稚園・保育所の時期は、永久歯が生え始める大切な時期ですので、この時期の虫歯予防は一生使う永久歯を守ることに繋がっていますので、今後も継続の取り組みを期待しております。

また、ここで関わられてる幼稚園・保育所の先生方に、本当に、週5日間これ実施しているということで、本当に皆様の御努力と、本当に敬意を表する次第でございます。

ですので、そういうせっかく2年間幼稚園・保育所で継続してきたこのフッ化物の取り組みが小学校にてふつと切れるというのはとても残念なことに感じております。

さらに、小・中学校での取り組みの大変さも、ただいまの答弁で伺いました。小学校、お昼時間が40分間で忙しくこなしているということを保護者からも伺っています。安中小での取り組みの御苦労、本当に多かったとお察しいたします。

しかしながら、先ほども言いました、せっかくのこの習慣が切れるというのは、とても残念でありますし、身についた習慣そのまま小学校に行けば、先生方の負担も軽くなるはずですので、心得ているので、何かそういう、この状態を踏まえて、また再度検討をお願いしたいと思って、今回質問させていただいております。

現在、小・中学校で行われていないということですけども、美浦村でもさらに工夫をして実施すべきであると考えます。

その点、教育長、いかがでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育部長 小山久登君。

○10番（林 昌子君） 失礼いたしました。教育部長、よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 小山久登君。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 林議員の御質問にお答えいたします。

令和4年12月に発出されました厚生労働省通知「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」では、こちらフッ化物の洗口は虫歯予防の手法として一定の効果があるものと理解をしております。

また、この通知を受けて、令和5年1月に発出された文部科学省事務連絡「学校における集団フッ化物洗口について」では、学校において集団フッ化物洗口を実施する

際は、市町村の歯科保健担当部局や保健センターにおける実施や、歯科医師会や薬剤師会の協力など、関係者間で適切な役割分担を検討し、教職員の負担軽減に配慮するように、とされております。

この間、本村では、令和8年度に、茨城県の小学校口腔衛生事業推進モデルの学校といたしまして、安中小学校の1年から3年生までを対象にフッ化物洗口事業を実施いたしました。教育委員会といたしましては、学校における集団フッ化物洗口を実施するとした場合、学校歯科医や学校薬剤師といった専門家の協力確保や教職員の負担増に加え、薬剤の管理や、毎週うがいをするための時間の確保、保護者の理解など、解決が必要となる様々な課題があると認識したところでございます。

このようなことから、本村を含め、近隣自治体においても、学校における集団フッ化物の洗口が全体的に実施されていないという現状があるものと推測されます。

今後につきましては、学校の教職員の理解と合意協力に加え、学校歯科医や学校薬剤師の方々の指導や協力、そして、保護者の理解をいただく必要があることから、県内自治体等の動向を踏まえながら、学校における集団フッ化物洗口実施の方向性につきまして、研究、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） それでは資料の次、資料6番目をお願いいたします。

茨城県教育委員会ホームページでございます。

県の教育委員会としても、県内の児童の虫歯の現状が、全国平均よりも悪いこと鑑みて、小学校口腔衛生推進事業に取り組んでいます。

先ほどのグラフとリンクする表でございます。

ホームページでは、効果として、歯質強化、歯の再石灰化、虫歯の活動の抑制。特に生えたばかりの歯は脆い構図のため、永久歯が生えてくる4歳から14歳にかけてが効果的とうたっております。

次の資料を御覧ください。

フッ化物洗口を実施施設数でございます。これ4歳頃から永久歯が生えそろう中学校卒業までの長期実施例では、70%以上の効果が見られているとのことで、県内でも実施施設が急増しているところでございます。

このグラフは、令和1年度83施設となっておりますけれども、令和4年度末には250施設となっております。令和5年度の実施を、実際に調査をさせていただきました。笠間市では5学年を対象に11校の全校実施。鉾田市では4学年を対象に7校全校実施。大洗町では1・2学年を対象に2校で実施。古河市では2学年を対象に3校実施。土浦市では4・5学年を対象に1校と、5学年対象に1校が実施しているということです。モデル的にその自治体で1校で実施をしている、その場合は全学年実施しているということです。その自治体が水戸市、常陸大宮市、大子町、北茨城市、常総市、稲

敷市、結城市、八千代町と9自治体、その他モデル的に1校が二つの学年や三つの学年で実施しているという自治体が増えてきている様子でございます。現在、未実施ですけれども、検討中という自治体が5自治体ありました。未実施で検討もしていない自治体というのが44市町村中9自治体、そこに美浦村が入っています。

余談でございますが、新潟県では1970年からこの事業を50年以上実施しております、21年以上、12歳児の1人平均虫歯が日本一少ない県という成果が出ている。ということは、このフッ化物の取り組みがどれだけ実施をされているか、成果があるかということが、この数字を見て分かるわけでございます。部長の答弁にもありました、実際に効果があるということでございます。

先ほどの資料も再度見させていただきますが、美浦村が県内ワースト4、そのワースト1にありました1番右の八千代町、2位の大洗町、3位の境町、この3町ですね、全てフッ化物洗口を始めています。このままでは、来年度は美浦村がワースト1位になりそうなんです。これは危機的状況と私は考えます。

歯科学校医の先生にも伺いました。フッ化物洗口はやったほうがよい、歯の健康への意識が高まる、子供も親御さんにも意識が高まるのでやったほうがよいという話でした。

保護者にも伺いました。家庭でも歯磨きを励行しているけれども、やっぱりやり切れなくて、学校でもやってくれると助かる、きちっと点検できていないということも実際各家庭の状況によってありました。

実施されている学校に伺いました。最初は大変だったけれども、習慣化すると、子供たちも慣れ、先生も慣れるので、短時間で対応できるようになったということでございます。

県医師会にも伺いました。医療費削減に確実につながるということです。よくかむことで、体によい栄養が行くので、健康格差の減少につながるということでした。

どの分野の方からもマイナスの御意見はありませんでした。

せっかく身についた幼稚園・保育所での習慣化を生かせず、小・中学校、また、生かしていけば、小・中学校での実施に係る先生の監督負担は少なくなると思いますので、小・中学校での早期の導入がされることを切望いたしまして、また今後も注視していくということを申し述べまして、フッ化物洗口推進事業についての質問を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは最後に、低出生体重児等の就学猶予または免除について質問をいたします。

低出生体重児とは、生まれたときの体重が2,500グラム未満の新生児のことです。新生児の平均体重は3,000グラム前後とされています。

資料を御覧ください。

日本では1980年代から少子化の影響で、赤ちゃんの総数は減少していますけれども、

一方で、低出生体重児の割合が顕著に増加しています。厚生労働省のデータによれば、1980年の5.2%から2009年には9.6%とほぼ倍増し、現在においては、新生児10人中1人が低出生体重児であるという状況になっているということでございます。

教育基本法第5条によりますと、保護する子供に普通教育を受けさせる義務を負っていますけれども、そのほかやむを得ない理由で、低出生体重児等は教育委員会が医学上の見地等の総合的な判断から、小学校及び特別支援学校への就学を猶予及び免除することが適当と判断する事例が考えられるとされています。ですので、グラフにあるように、1979年以降は普通学校等、対象人数が減少しているのも、このようにぐんと下がっているわけでございます。

そこで、質問をさせていただきます。

本村の現状と対応をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 小山久登君。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 林議員の御質問にお答えいたします。

我が国においては、教育基本法第5条により、国民及び日本国籍を有する就学させなければならない子の保護者に対して、その保護する子に普通教育を受けさせる義務について、また、学校教育法第16条において、9年の普通教育を受けさせる義務について、及び学校教育法第17条において、就学義務について規定をしております。

一方で、学校教育法第18条では、就学義務の猶予または免除することができる規定があり、この就学義務が猶予または免除される場合とは、就学させなければならない子が病弱、発育不全、その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる場合とされております。

議員御質問の低出生体重児等については、その他やむを得ない事由として、教育上及び医学上の見地等の総合的な観点から適切に対応するものとしており、保護者から教育委員会に対して願い出があった場合に限り、就学義務の猶予または免除について医師等からの助言をある意味証明を受けながら、教育委員会として、保護者に寄り添った判断を行っていくものと考えております。

また、過去10年間にしまして、教育委員会として就学義務の猶予または免除を行った実績はございませんが、今後、就学させなければならない子の保護者から、就学猶予または免除願が出た場合には、対象となる子の教育の機会の均等と保護者の願いを十分に考慮した上で対応を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 私は常々思っているのですが、美浦村は結構普通級での介助員、人数を増員して、一人一人に手厚く対応しているということで、とても私はありがたいことだなと思っています。

ですが、普通級に通えず、特別支援学校に行ったりとか、ほかの学校に行っている方も現実いらっしゃるんですけども、その内容によっては普通級でも通えるようなお子さんがいる、これからも出てくると思います。

先ほど言いましたように、10人に1人は、新生児のうち10人に1人は、こういう体重の少なく生まれてくるお子さんが増えておりまして、今、そういう方の対応を保健師さん等、保健センター等でも対応していただいていると思うんですけども、小学校に上がるときの対応というのはまだ現状、体験しておりませんので、現状ないところでの質問というのは本当に大変申し訳ないんですけども。なぜこのような質問するかというと、前例のないことというのはとっても時間がかかるんですよね。ですので、今から美浦でもあり得ることですので、心の準備をしていただきたいという思いで今回質問させていただきました。

本当に今の答弁で、低出生体重児の理由によっては、就学猶予または免除を行った事例はないんですけども、保護者の願いを十分考慮して、対応するとの前向きな答弁をいただきました。

東京都での事例を見ますと、本来申請から10日間程度であるのに対し、前例がないとのことで結論が出ず、申請から決定までに時間がかかり、つらい思いをされている方がいると伺いました。

子供たち一人一人の状況に合わせて、本当に入学すべきタイミングを待つことが大切であると思います。前例のない問題を抱えた家庭に対しての配慮が必要となっております。

今後、美浦村で対象者が申請したときに、前例がないことで判断が遅くなるということがないように、しっかりとした判断基準を設けて、速やかに対応していただきたいと願うものであります。

再度お尋ねいたしますが、美浦村で申請があったときにどのような手順で審査結果を見いだすのかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 小山久登君。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 林議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、低出生体重児等については、保護者から教育委員会に対しまして、就学猶予または免除の願い出があった場合に限り、それについて教育委員会として判断するものと考えております。

また、過去10年間に於いて、教育委員会として就学義務の猶予または免除を行った実績はないと申し上げましたが、文部科学省のデータでは、全国で就学猶予が認められた例は、2017年から2021年度の5年間で4,132件あったとの新聞報道がございます。

なお、本村において就学させなければならない子の保護者から就学猶予または免除の願い出があった場合、教育委員会において具体的な事務的対応についての明確な規

定はございませんが、就学義務の猶予または免除の願い出があったこの状況を客観的に十分認識した上で、医療機関の意見を聴取し、最も保護者の思いに寄り添えるような対応及び判断を行ってまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 教育部長の答弁で、本当に現状を把握されているの答弁をいただき、感謝を申し上げます。

部長が言われるとおり、近年では、低出生体重児など、病気や発育不全、また、そういうお子様を抱える保護者や子供にとって、最良の判断で最良の環境を考えるときに、この猶予や免除制度が選択肢の一つにあるということは救いの制度であると考えます。

美浦村で育つ全ての子供たちの最良の環境を与えられますように、専門家のアドバイスをいただきながら、最良のタイミングで判断される教育委員会のさらなる確立を御期待を申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了をいたします。

ここで会議の途中ではございますが、昼食のため暫時休憩といたします。

13時00分に再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塚本光司君の一問一答方式での一般質問を許します。

塚本光司君。

〔2番議員 塚本光司君登壇〕

○2番（塚本光司君） はい、午後の部で、2番塚本でございます。

通告書に従いまして、何点か質問させていただきます。

大筋では本村の自主防災組織についてということなんですけども、幾つかの質問の中の後半二つほどは、消防団に関しても若干入ってます。やはり、自主防災の組織と、消防のほうはやはり関わりあるかなという考えも私ございますので、そういったことをお許してください。

それでは、本年の年明け1月1日の能登半島の地震は、皆様記憶に新しいところがあります。映像から様々なことを思いめぐらせたのは私だけではなく、全ての人がそうであろうというふうに思っております。うちの母などは、これ戦時中だねなんていう感じで、珠洲市あたりのことは見ておりましたね。

さて、地域コミュニティーにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区が

行う自発的な防災活動は重要であると考えております。

そこで、まず一つ目の質問でございます。

我が村内、全自治区の自主防災組織の現況を、ここ三、四年の間の発足等と、過去に遡りまして発足例を示していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 塚本議員の御質問にお答えいたします。

村内全自治区の自主防災組織は10組織、地区数で申しますと、21地区でございます。

令和3年以降では、布佐地区——布佐東、布佐西、台地区で構成、安中東部地区——大山、大山東部、馬掛地区で構成、木原地区——浜、登宿、上宿、後宿、田中、山戸丁地区で構成、大谷地区——石灘、根古屋地区で構成、舟子地区——上舟子、下舟子地区で構成、の5組織16地区で結成されております。

また、見晴台、花見塚、牛込、みどり台地区においては、区長さんを中心に、早くから自主防災組織を結成活動をされています。美駒地区は、J R A美浦トレーニング・センターにより体制を整えております。

なお、美駒地区を除いた村内の行政地区人口からは、おおむねではありますが、30%程度を超える組織率であると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） 答弁ありがとうございます。

村全体での組織率が約30%程度ということで、ここは私もう少し増やしていきたいところであります。

同僚議員の中でも、ちなみにですね、平成29年に我々の議会視察先として、愛媛県松山市のほうに足を運びました。その数年前、現場、松山市は自主防災組織の加入率が100%に近い自治体ということで、これが平成25年頃にはもう100%近かったわけなんです、その取り組みが全国でも随分注目されておりましたので、そこを視察したわけです。

遡ってその10年前、平成15年の頃ですね。その頃は実際に美浦村、我々美浦村と同じようでした。40%ぐらいの自主防災組織への加入率であったわけです。実際に、松山市と申しますと、愛媛県の県庁所在地でありますし、50キロちょっとのところに伊方原発っていうのは中国電力ですかね、そちらがあるようなところがあるので、我々が住むようなこういった平穏なのどかな農村地帯と比べるにはちょっと酷かもしれないです。

ただし、人口密集地であろうがなかろうが、自主防災の意識を高めることの重要性というものは違いはありません。さらなる努力を期待したいと思います。加入率をど

んどん上げていってほしいなと考えております。

続いて、二つ目の質問にまいります。

村として公の立場からの啓蒙活動は、具体的な活動例または、ほかの自治体のよき参考例等の情報がありましたならば、お示しいただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 主な啓蒙活動としましては、令和4年度より区長総会にて、自主防災組織及び補助制度の案内をさせていただいております。また、生活安全課にて、資料の提供、個別相談、地区説明会での参加を行っているほか、昨年6月、7月には、美浦大学及び大学院で防災講座を開催。広報みほでの複数回の掲載、村ホームページにおいては、補助制度も含めた紹介をしております。

近隣自治体では、龍ヶ崎市において活動の手引きを作成し、啓発活動を行っているようです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） 答弁ありがとうございました。

どこの自治体でも、手引き・リーフレット等の作成というものはあるようでございまして、先ほど龍ヶ崎の話で出て、私以前に、特に龍ヶ崎の場合は昭和56年、私が就職した年なんですけど、ちょうどその頃小貝川の決壊がありました。これ1981年8月の台風、十何号か忘れましたけど。このときに1,000戸近い家屋が浸水したんですね。その辺の関係で、治水水防に関しては龍ヶ崎はかなり先を行っている部分があるのかなあというふうに思ってます。やっぱり被害体験等がありますと、自主防災活動等、活発だよっていうふうなことを聞いておりますが、こちらからいって山手側の開発課題とかやっぱり温度差があるようです。やっぱり、川に近いところはそういう、自主防災等々からやってるんですね。

自主防災組織、その結成・発足に際しまして、地元消防団の位置づけとしては欠くことのできない組織であると考えております。もちろん、先ほどの答弁にもございました見晴台ですとか、花見塚等、こちらは早い時期に自主防災組織が発足した例であるよということで先ほど部長のほうから説明を受けたわけなんですけど、本来、これまで各地区単独であったり、隣接地区で消防団を結成したりしていたわけですが、一つの地区単独で消防団となった我が地区、これはあくまでも例です。我々、私の大須賀津地区の例なんですけども、自主防災組織の発足に当たりまして、消防団員とちょっと話し合いをしたんですけど、消防団員の団員の皆は、我々に負担が増えるのではないかと、この自主防災を組織する云々に関しては、そういうやっぱり意見が出されました。地元区長を中心に話し合いを進め、消防団に負担をかけるのではないんだよと、消防団さんはこれまでの活動と同じようにやってもらって構わないと、地区みん

なで防災意識を高めようと組織づくりをしているんだよということを、区長のほうから消防団のほうには説明をしたところです。

そこで、活動目的や意義を各行政区の区長へもっと積極的にアプローチをすべきと思いますけども、いかがでしょう。

どのように考えているのか、伺っておきます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 特に本年度は、組織発足を試みる大須賀津地区を初めですね、行政区の区長さん方と積極的な意見交換を行ってきました。

自主防災組織は、必ずしも自治区単位で構成をしなければならないものではありませんが、地域の人々の結びつきの強い行政区単位あるいは複数の行政区で組織されることで、その後、円滑に活動をしやすいものと考えられます。

区長懇談会などにおいても、行政区の防災対応などについての相談懸案も寄せられました。

こうした意見を反映させ、手引書、啓発物の作成などを行い、呼びかけていきたいと考えております。

また、組織結成を考えられている地区の会合等への担当職員が……失礼しました。地区の会合等へ、担当職員が直接伺い、活動の意義や補助制度について詳細な説明をさせていただくなど、今後も引き続き強化してまいります。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） ありがとうございます。

2020年——令和2年ですね、ちょうどコロナが始まったころです。

コロナ禍の影響もあり、区の総会も署名をもって済ませなければならないような部分もございました。これは、うちのほうの地区以外も多分そんな具合だったと思います。

自主防災組織を発足させるということに区長の考えがあったとしても、地元で意見交換ができず、情報共有の面から合意形成ができなかったとの思いも否めないところではあります。

そして、いつか誰かがやってくれるだろうよっていうふうに思いですね、区長、後に後につて送っちゃうとなかなか難しいところがあると思います。

そういったことから、ぜひ、執行部のほうには、これからも地区防災組織立ち上げられるような形で、背中をもっと押してほしいものです。

続いて、3点目の質問にまいりたいと思います。

村内における防災士の登録者数について伺います。

平成27年には6人とのことでしたが、その後、現在、令和5年度——6年に変わるころですが、約9年が経とうとしておりますけども、その間に新たな登録人数、ど

のようになっておるか、お聞かせください。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 村内における防災士の登録者数は、令和4年度に1名、令和5年度に1名、新たに日本防災士協会に登録された方がおり、現在11名の防災士が登録されております。

本村では、防災事業に貢献する防災士を育成するため、受験料、それから登録申請料など、初回のみとなりますが、資格取得に対する支援を行っております。

このほか、茨城県や気象庁などが行う消防士の知識向上や活動促進を目的とした研修会なども案内をしております。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） 現在11名の防災士登録がありますよということで、取得しているようですが、村にその、自分で取ったよ云々連絡する・しないは別としましてですね、受講料等の補助があることを知らない方とか、もしくは後で知った方、そういったものを含めると、11名よりも防災士の資格を持ってる方というのは潜在的にはもうちょっと、ひょっとすると多いかもしれないですね。

先ほど松山市の例を出させてもらいましたが、防災士がその地区に1人でも2人でも増えていくことによって、生まれることによりまして、自主防災組織づくりというものは、展開ががらっと構造化けるところがあるよということで、担当者がちょっと裏話でそれとなく教えてくれたんですけども、今年度中または令和6年度中に、自主防災組織が発足できる地区、できない地区、それぞれの地区で抱える問題というものがあることと思います。

地区に防災士が誕生すれば、それらの方を中心に、防災の意識が周りに伝播することを望みたいところであります。ひとつ頑張って防災士のほうも増えていくこと、望みたいところです。

続けて、四つ目の質問としまして、地域地区の防災リーダーとして活動してもらえる仕組みづくりについてということで、平成27年6月の定例会の一般質問の中で、その答弁においてですね、補助金対応による村職員、消防本部、分団員に資格取得を促す。また、村主催で1日程度の講習会を考える。そういう答弁が返ってきていたようなんですが、このことに関し、どのような形で進捗しているのかを伺いたいと思います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） いざ災害時、被害を軽減するために、自助、共助はとても重要です。

特に、顔見知りの地域の方々による共助は大切であることから、地域、地区の防災

リーダーとして活動いただけるよう、さきに申しました防災士の資格取得補助事業のさらなる周知を図っていく必要があると認識しております。

この防災士の資格取得については特例がございまして、消防団分団長経験者で、在籍年数など一定条件を満たす団員においては、試験や講習が免除されて、資格取得が可能となり得ます。現役を退かれた消防団OBは、現場対応力に十分な経験を有し、地域団員の統括者として、機能的に……失礼しました、職能的に高いレベルの存在でございまして、御活動をいただけますよう、こうした周知も図ってまいりたいと考えております。

続きまして、村主催の講習会に伴う修了書はお渡ししておりません。しかしながら、防災訓練をほぼ毎年実施し、訓練の中で、避難場を想定した段ボールベッドの組み立てや、救命講習、そのほか防災を学び、様々な体験ができるよう企画しており、引き続き努めてまいります。

また、いなほ消防署においては、地域に出向いての防火訓練や普通救命講習等を行っております。

一定期間受講された方には修了証も交付しておりますので、啓発をしてまいります。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） ありがとうございます。

先の安中小学校で開催されました村防災訓練は、一般参加者が約60名程度、関係者合わせて約160名程度と報告を受けております。過去も多いときで一般参加者100名弱でありました。

残念なことに、我々が住んでいる美浦村に災害はない、そうは言い切れませんが、思い込みが大多数の考えで、かく申す私もその1人なのは否めません。安心で安全な場所であるというような部分がクローズアップしてしまうところであります。

子供たちをはじめ、多くの住民の皆様が防災の訓練、しようと意識するような、来年度以降はさらに工夫をしてもらえればなと思っております。歳がどんどんいくほどですね、いろんな形で表彰されるだとか、修了証をいただけるだとかは、そういった機会がどんどんどんどんなくなってきます。私なんかもその口です。マイナカードのポイント付加がどうのこうのとは申しませんが、ちょっとした仕掛けをつくってほしいところです。1人でも2人でも多く、参加される人がいればなと思います。

自主防災組織とは、直接的には質問の意味合いはどうなんだろうかなあとは思っておったところなんですけども、大きく包括的な防災組織の観点からということで今、消防のことも説明させてもらったんですが、最後、五つ目になります。これも以前の答弁で出た分です。

機能別消防団については、これは令和2年12月の答弁において、どのように機能しているのか、そのときに機能別消防団を活用してって云々っていうような、答弁が返ってきてます。

機能別消防団どのような形で進捗しておるのでしょうか。確認をしておきます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 機能別消防団とは、特定の活動や時間の許す範囲での活動ができる消防団であります。一例を申しますと、広報活動のみを行う、災害時のみ活動、消防車両の運転のみを行うなど、地域の状況に合わせた活動をしております。構成する団員としましては、会社事業所の職員のほか、管内の学生や消防団OBとするなど、県内18市町で結成しております。うち6市町が、役所・役場職員を含んだ消防隊となっております。

本村では、村職員の女性消防団員がイベント時における広報活動、災害時には村職員の男性消防団員が活動に当たっております。

また、日本中央競馬会美浦トレーニング・センターに機能別消防団はありませんが、組織ぐるみで災害等の対応されるなど、本村ならではの実情もあります。

一方、本村では、以前300名を超えていた消防団員数も年々減少をし、令和5年には211名となっており、分団の再編実施、そして団員との話し合いを重ね、訓練の仕方など、処遇を改善しながら、欠かすことのできない消防団員の確保運営に努めているところであります。

つきましては、今後も地元消防団を中心とした地域防災力を維持することを柱に、議員より御指摘のありました地域リーダーの育成、自主防災組織の充実を図った上で、機能別消防団委員も含めた地域防災力を高めるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） ありがとうございます。

人口減少など、村の実情から、まずは消防団員を確保させながら、地元消防団を柱とし、自主防災組織の充実を図り、地域防災力を高めるとのことですが、自主防災組織の活動の充実とは、どのような考えなのか、最後に伺っておきます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 岡澤光一君。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 村の自主防災組織活動育成要綱においては防災地域マップの作成などを記しておりますが、まずは村の補助事業を活用して、備蓄食料や担架、毛布などの資機材を地区公民館などに備える、あるいは防災士や消防署を招いての定期的な消火訓練、防火訓練、マイタイムラインの作成を促すことや、避難経路、危険箇所の確認も有意義であると思います。

よく被災経験のある方は、ない方よりも防災意識が高いと言われております。阪神淡路大震災、能登半島地震を報道で目にし、東日本大震災では美浦村も大きな被害に遭っております。こうした経験をもとに、災害の怖さと災害時の備えを地域で共有す

るなど、特別なことではなく、身近にできることを地区の皆さんで話し合っていた
き、御自分たちで可能なことから自主的に活動を行っていただければと思います。

そうした中で、地区の防災意識が高められ、モデルとなるような地区が生まれ、そ
の活動を参考に活動する地区が全体に広がっていくことが望ましいと考えております。
さきに述べました支援啓発を、地道に行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○2番（塚本光司君） はい、ありがとうございました。

体験が物を言うということですが、とにかく組織の発足あつての充実ですので、
いかに発足させるかというところの部分があると思うんですが、執行部、なおかつ私
の考えと申しましょうか。同じ方向を見ている、向かっているんだなっていうふうな
形でちょっとそう考えたところもございます。分かりました。

天災は忘れた頃にやってくる。誰もが知っている定句です。我々は小さい頃から避
難訓練であつたりとか、そこから学校関係ですね、学んだことがあるわけです。大人
になるにつれて大切なところをちょっと忘れがちになるところはございますが、用心
しておけば、その効果のあらわれる日がいつかは来るとは申しますけども、そんなに
それを発揮するような自然災害は起きてほしいところではないです。我々の心の戒め
として、受け止めておければなあと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、塚本光司君の一般質問を終了いたします。

○議長（下村 宏君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

皆さんお疲れさまでした。

午後1時29分 散会

**令和 6 年第 1 回
美浦村議会定例会会議録 第 3 号**

令和 6 年 3 月 2 2 日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第 3 号 村道路線の廃止について

議案第 4 号 村道路線の認定について

議案第 5 号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 10 号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 11 号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 12 号 美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 13 号 令和 5 年度美浦村一般会計補正予算 (第 8 号)

議案第 14 号 令和 5 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 15 号 令和 5 年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 16 号 令和 5 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 17 号 令和 5 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 4 号)

議案第 18 号 令和 5 年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第 5 号)

(委員長報告・一括審議)

議案第 19 号 令和 6 年度美浦村一般会計予算

議案第 20 号 令和 6 年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第 21 号 令和 6 年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第 22 号 令和 6 年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第 23 号 令和 6 年度美浦村水道事業会計予算

議案第 24 号 令和 6 年度美浦村下水道事業会計予算

議案第 25 号 令和 6 年度美浦村電気事業会計予算

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	塚 本 光 司 君
3 番	諸 岡 正 明 君	4 番	北 出 攻 君
5 番	松 村 広 志 君	6 番	葉 梨 公 一 君
7 番	小 泉 嘉 忠 君	8 番	岡 沢 清 君
9 番	山 崎 幸 子 君	10 番	林 昌 子 君
11 番	小 泉 輝 忠 君	12 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	山 崎 満 男 君
総 務 部 長	青 野 克 美 君
保 健 福 祉 部 長	吉 原 克 彦 君
経 済 建 設 部 長	岡 澤 光 一 君
教 育 部 長	小 山 久 登 君
総 務 課 長	笹 倉 英 雄 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
税 務 課 長	佐 藤 大 吾 君
収 納 課 長	成 嶋 幸 子 君
住 民 課 長	中 島 紀 美 江 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	圓 城 達 也 君
福 祉 介 護 課 長	葉 梨 美 穂 君
健 康 増 進 課 長	葉 梨 裕 美 君
国 保 年 金 課 長	浅 野 洋 子 君
都 市 建 設 課 長	米 澤 稔 君
経 済 課 長	正 慶 將 暢 君
生 活 安 全 課 長	富 田 正 寿 君
上 下 水 道 課 長	飯 田 和 徳 君
学 校 教 育 課 長	松 葉 時 男 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課 長	石 川 大 志 君
幼 稚 園 長	矢 崎 和 子 君

大 谷 保 育 所 長
木 原 保 育 所 長

広 瀬 良 子 君
鈴 木 玉 恵 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長
書 記
書 記

柳 堀 浩
田 代 恭 子
渡 邊 涼 介

午前10時02分 再開

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第1回定例会への御参集、大変お疲れ様です。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりいたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 議案第3号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第4号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第5号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第7号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第8号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第9号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第10号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第11号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第12号 美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第13号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第14号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第15号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第16号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第15 議案第17号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第16 議案第18号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 議案第19号 令和6年度美浦村一般会計予算から議案第25号 令和6年度美浦村電気事業会計予算までの7議案を一括議題とし、一括して審議いたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 山崎幸子君。

〔予算審査特別委員長 山崎幸子君登壇〕

○予算審査特別委員長（山崎幸子君） 令和6年度美浦村当初予算の7議案について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は令和6年3月12日、本議会において設置され、同日、議案第19号 令和6年度美浦村一般会計予算から、議案第25号 令和6年度美浦村電気事業会計予算の7議案が付託となりました。

特別委員会は、3月12日、14日の2日間、開催いたしました。

3月12日の特別委員会においては、正副委員長の互選を行い、指名推選により、予算審査特別委員長に、私、山崎幸子。副委員長に、林 昌子君が選任されました。

3月14日の特別委員会では、当委員会に付託された議案第19号 令和6年度美浦村一般会計予算から、議案第25号 令和6年度美浦村電気事業会計予算の7議案について、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第19号 令和6年度美浦村一般会計予算から、議案第25号 令和6年度美浦村電気事業会計予算について、いずれも全員賛成により、可決いたしました。

以上の結果を、美浦村議会会議規則第41条第1項の規定により、報告いたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略をいたします。

それでは、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第19号から議案第25号までの7議案を一括採決いたします。

議案第19号から議案第25号までの7議案についての委員長報告はすべて原案可決とするものであります。

この本案7件は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第25号までの7議案は委員長の報告のとおり、可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第18 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から閉会中の所管事務調査について、申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付された事件は、すべて終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第1回美浦村議会定例会を閉会いたします。
皆さん、お疲れ様でした。

午前10時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 諸 岡 正 明

署 名 議 員 北 出 攻

署 名 議 員 松 村 広 志

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 1 号)

令和6年3月12日 開会

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

1 番	下 村 宏 君	3 番	諸 岡 正 明 君
4 番	北 出 攻 君	5 番	松 村 広 志 君
7 番	小 泉 嘉 忠 君	8 番	岡 沢 清 君
9 番	山 崎 幸 子 君	10 番	林 昌 子 君
11 番	小 泉 輝 忠 君	12 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席委員

2 番	塚 本 光 司 君	6 番	葉 梨 公 一 君
-----	-----------	-----	-----------

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書 記	田 代 恭 子
書 記	渡 邊 涼 介

○議会事務局長（柳堀 浩君） それでは、予算審査特別委員会、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから予算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時予算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、御協力よろしく願いいたします。

午前10時18分 開会及び開議

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は10名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

これより、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時委員長が指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、臨時委員長が指名することに決定いたしました。

それでは、山崎幸子君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、山崎幸子君が委員長に当選されました。

御協力ありがとうございました。

それでは、委員長と交代いたします。

○委員長（山崎幸子君） それでは、委員会を再開いたします。

これより、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長選挙の方法は、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、委員長が指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、委員長が指名することに決定いたしました。

それでは、林 昌子君を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、林 昌子君が副委員長に当選されました。

○委員長（山崎幸子君） 以上で、予算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の予算審査特別委員会は、３月14日午前10時から開催いたしますので、
よろしく願いいたします。

お疲れ様でした。

午前10時22分 散会

美浦村議会予算審査特別委員会
(第 2 号)

令和 6 年 3 月 1 4 日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第19号 令和 6 年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第20号 令和 6 年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第21号 令和 6 年度美浦村介護保険特別会計予算
- 4) 議案第22号 令和 6 年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 5) 議案第23号 令和 6 年度美浦村水道事業会計予算
- 6) 議案第24号 令和 6 年度美浦村下水道事業会計予算
- 7) 議案第25号 令和 6 年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席委員

1 番	下 村 宏 君	2 番	塚 本 光 司 君
3 番	諸 岡 正 明 君	4 番	北 出 攻 君
5 番	松 村 広 志 君	6 番	葉 梨 公 一 君
7 番	小 泉 嘉 忠 君	8 番	岡 沢 清 君
9 番	山 崎 幸 子 君	10 番	林 昌 子 君
11 番	小 泉 輝 忠 君	12 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席委員

な し

1. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	山 崎 満 男 君
総 務 部	長	青 野 克 美 君
保 健 福 祉 部	長	吉 原 克 彦 君
経 済 建 設 部	長	岡 澤 光 一 君
教 育 部	長	小 山 久 登 君
総 務 課	長	笹 倉 英 雄 君
企 画 財 政 課	長	大 竹 裕 幸 君
税 務 課	長	佐 藤 大 吾 君
収 納 課	長	成 嶋 幸 子 君

住 民 課 長
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
福 祉 介 護 課 長
健 康 増 進 課 長
国 保 年 金 課 長
都 市 建 設 課 長
経 済 課 長
生 活 安 全 課 長
上 下 水 道 課 長
学 校 教 育 課 長
子 育 て 支 援 課 長
生 涯 学 習 課 長
幼 稚 園 教 頭
大 谷 保 育 所 長
木 原 保 育 所 長

中 島 紀美江 君
圓 城 達 也 君
葉 梨 美 穂 君
葉 梨 裕 美 君
浅 野 洋 子 君
米 澤 稔 君
正 慶 將 暢 君
富 田 正 寿 君
飯 田 和 徳 君
松 葉 時 男 君
福 田 浩 子 君
石 川 大 志 君
岡 野 敬 江 君
広 瀬 良 子 君
鈴 木 玉 恵 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長
書 記
書 記

柳 堀 浩
田 代 恭 子
渡 邊 涼 介

午前10時00分 再開

○委員長（山崎幸子君） 皆さん、おはようございます。

予算審査特別委員会への御参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまより予算審査特別委員会を再開いたします。

委員並びに執行部に申し上げます。

委員におかれましては質疑の際、予算書及び事業概要書の当該ページ並びに事業名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。

執行部におかれましても、明快な答弁をお願いいたします。

さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てからマイクを使用して、はっきりと発言するようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

今定例会において、当委員会に付託されました議案の審査を行います。

当委員会に付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第19号から議案第25号までの7議案となっております。

なお、一般会計予算の審査の順序については、歳入全般から行い、歳出については

款項目の項ごとに議会費から順番に行います。

○委員長（山崎幸子君） それでは、議案第19号 令和6年度美浦村一般会計予算を議題といたします。

初めに、歳入、予算書12ページから39ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

はい、北出委員。

○委員（北出 攻君） 予算書12ページの1番最初です。

歳入のほうで、個人の住民税、こちらについて岸田総理がですね、来年度、所得税減税、住民税減税ということで打ち出していると思いますけれども、今年度の8億2,500万余りについてはその減税をですね、見込んで算出しているのか。

それとあと多分、1万円とか言ってたと思うんですが、もしその減税がなされたときにはどのくらいの減税になるのか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 佐藤 税務課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課 佐藤です。

北出委員の御質問についてお答えいたします。

村民税、個人、現年度課税分所得割について、令和6年度当初予算額として、7億9,609万3,000円を見込んでおりますが、こちらについては、定額減税の影響による減収分は見込んでおりません。

もう一つの質問なんですけど、どれぐらいの減税があるかってことですが、定額減税による減収額は、毎年8月に県市町村課に提出している課税状況等の調べというのがございまして、そちらの第2表、令和5年度個人の市町村民税の納税義務者等に関する調べによりますと、令和5年7月1日現在の個人村民税の所得割の納税義務者数は7,008人となっていることから、約7,000万円と見込んでおります。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） はい、北出委員。

○委員（北出 攻君） 約7,000万円ということでございますけれども、これは村民税・県民税あると思うんですが、村民税だけで7,000万円ということですか。

○委員長（山崎幸子君） 佐藤課長。

○税務課長（佐藤大吾君） こちらに総務省からの資料がありまして、こちらを読み取ると、所得割の部分ということになりますので、県民税、村民税それぞれってことになるわけですが、一応村民税の減収分として約7,000万円ということで見込んでおります。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 村民税のみで、県民税抜きで大体7,000万円ということござ

いますよね。はい。

で、こちらですね、今回、昨日かな、春闘で増額、所得の増額要求、満額回答ということではほとんどの会社が満額、一部ではそれ以上ですね、回答したというような企業もあるようでございますけれども、それによって幾らかは増税になってくるのかなと思います。

しかしながらですね、中小企業の場合、仕方なく上げるというかね、そういう企業もあると思ひまして、大企業ほどの数字が見込まれるのかといたら、それはないと思います。

そういう場合にですね、この7,000万っていうのは結構大きいと思いますんで、それによるですね交付税措置とか何とかですね、国のほうで救済措置は見込んでいるのかどうか、ちょっとあれば聞かせてもらいたいんですけども。

○委員長（山崎幸子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

ただいまの北出委員の質問にお答えしたいと思います。

まず初めになんですが、国の1万円の減税分については、今回の6年度当初予算全体でそれを加味した予算にはなっていないということを、まず先にお伝えしたいと思います。

こちら減税分につきましては、恐らく減収補填、国の特例交付金のほうで補填されるかと思います。

○委員長（山崎幸子君） はい、よろしいですか。

ほかに質疑のある方は。

諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） 予算書の27ページの財産貸付収入で、土地建物貸付料、この中に安中開発地区土地賃貸料469万3,000円、JRA森林調教場内土地賃貸料39万6,000円と載せてありますけども、これって開発したときの、村道廃道して貸付けたやつなのか、確認をしたいなど。

それと、これ平米当たりの単価ってどのくらいか、それをお教え願いたいと、この2点です。

○委員長（山崎幸子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

ただいまの諸岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、安中開発地区土地賃貸料についてなんですが、こちらゴルフ場に貸してる分となっております、単価のほうは90.9円という形となっております。

続きまして、JRA森林調教場内土地賃貸料なんですが、こちらは森林調教場が、すみません、ちょっと、できた年度は私覚えてないんですが、その調教場に対する貸付けということでこちら、平米当たり95円となっております。

○委員長（山崎幸子君） 諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） はい、分かりました。これ多分、村道廃道したやつですよね。

○委員長（山崎幸子君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

ただいまの諸岡委員の質問にお答えします。

すみません、その辺は確認してお答えしたいと思います。申し訳ありません。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

はい、北出委員。

○委員（北出 攻君） また12ページに戻ります。

軽自動車税ですね、これの環境性能割。昨年度ですね265万、本年度は157万ということで100万ほど少ない税収を見込んでいるということでございますけれども、これは軽自動車ですね。

これ、次のページの14ページの1番下ですと、これ普通車だと思うんですけども、環境性能割交付金、県税のほうで200万ほど、3割以上、30何%増えてるんですけども、これはですね、どういう影響があって、4割近くですね、軽自動車税の場合は環境性能割が減っているのか、こちらをお聞かせ願いたいと思うんですが。

よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 佐藤課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課 佐藤です。

では、私のほうから12ページの環境性能割の予算額について御説明いたします。

北出委員の御質問にお答えする前に、まず環境性能割について若干御説明いたしたいと思います。

環境性能割は、令和元年10月1日からの消費税10%引き上げに伴い、県税である自動車取得税を廃止して新たに導入されたものです。令和元年10月1日以後の自動車及び軽自動車の取得時・購入時に適用され、新車・中古車問わず取得した乗用車に対して課税されます。環境性能割の税額は、自家用軽自動車の場合は、取得価格に税率2%を掛けた額です。取得価格が50万円以下の場合は課税されません。

また、燃費のいい車ほど税が軽減される仕組みであり、例えば電気自動車、天然ガス軽自動車であれば、税額は非課税となります。

あと、もう1点ですね、軽自動車税環境性能割は村税ですけども、当分の間は茨城県が賦課徴収を行っております。それに伴いまして、村は徴収取扱費として、県から払い込みを受けた環境性能割の5%の金額を茨城県土浦県税事務所に納入しております。

もう一つですね、軽減制度もございまして、制度が始まって令和元年10月1日から令和3年3月31までの期間は環境性能割の税率が1%分軽減されています。要するに、2%のものが1%になっておりました。

以上を踏まえて、北出委員の御質問にお答えいたします。

令和元年度から導入された環境性能割ですけれども、令和元年度から令和５年度までの収入済額を申し上げます。

令和元年度は、登録が４か月間、かつ税率１％軽減されておりまして、39万4,900円。

令和２年度は、税率が1.0％軽減されておりまして、120万とんで1,000円。

令和３年度は、２か月間税率１％軽減されておりまして、178万とんで700円。

軽減がなくなりました令和４年度は、98台で205万5,000円、１台平均が２万996円です。

令和５年度は、89台で194万2,700円、こちらの１台平均は２万1,828円です。

環境割については、今申し上げた令和４年度、令和５年度の収入済額から今後も200万円前後で推移すると考えておりますけれども、令和６年度の予算につきましては、収入見込額197万円の80％の金額である、157万6,000円を予算額といたしました。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） すみません、企画財政課 大竹です。

北出委員の質問にお答えします。

環境割性能交付金につきましては、県からいただいた資料等をもとに算出しております。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 細かい金額で申し訳なかったんですが、分かりましたので、ありがとうございました。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

林委員。

○委員（林 昌子君） ちょっと単純な質問をさせていただきます。予算書の12ページ、13ページで……。

○委員長（山崎幸子君） すみません、ちょっと。ページ、もう一度……。

○委員（林 昌子君） 12ページと13ページですね、予算書。

歳入の村税のところなんですけれども、個人で所得割がすごく多いんですけれども、昨年度と比較して1,283万1,000円増えているというこの現状は、人口減少している中で、この増えてる要因をちょっと教えていただきたいのと……。

一つずつでしたっけ。質問一つずつでしたっけ。

はい、よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 佐藤課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課 佐藤です。

林委員の御質問にお答えいたします。

先ほど北出委員の御質問のときにちょっとお答えした、毎年８月に提出している、

令和５年度市町村税課税状況等の調べというのがございまして、そちらの中に、個人の市町村民税の納税義務者等に関する調べというのがあります。

そこで毎年７月１日現在の納税義務者数を報告するところがあるんですが、令和５年度と令和４年度との数字をちょっとお答えしたいと思います。

まず、給与所得者なんですが、令和５年度が5,712人、令和４年度が5,684人ということで、28人増えております。あとは、営業等所得者というのもありまして、こちら令和５年度だけ申し上げます。276人で、７人増えております。あとは、農業所得者も26人で、プラス４人です。あと、その他の所得者というのもございまして、こちらも994人で、11人増えておりまして、総計が7,008人で、50人増えているってことですね。

その所得のほうになるとどうなるかと申し上げますと、こちら令和５年度が６億7,905万1,000円、これもプラス1,061万6,000円です。営業等所得者が7,311万2,000円、こちらプラス368万7,000円です。あと、農業所得者も228万2,000円、こちら75万円増です。あと、その他の所得者のほうが507万8,000円ですかね……違う、すみません、5,070万8,000円です。こちらがですね、マイナス467万8,000円なんですけど、こちらについてですね、集計の仕方が所得で１番多いところに集計するという性格がありますので、給与所得者が金額が増えたことによって、今までその他の所得者に分類された方が給与所得者のほうに分類されてるってことが読み取れると思いますので、総計といたしますと８億515万3,000円で、昨年度より1,037万5,000円の増となっております。そこら辺を加味しまして、今回予算額が増となっております。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 人口の推移等は関係なく、個人所得とか企業所得が増えてきたという、いい傾向で推移されてるということで、理解してよろしいですかね。

はい、ありがとうございます。続けてよろしいですか。

予算書の37ページ、諸収入、21諸収入の中の、210の保健センター電気使用料の263万4,000円の収入があるんですけど、こちらの内訳を教えていただけたらと思います。

○委員長（山崎幸子君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 保健センター電気使用料で、すみません、よかったですかね。

こちらにつきましては、保健センターのある施設とデイサービスセンター、同じ敷地に建物二つありますので、デイサービスセンターの分について案分をして、負担していただいたような形になっております。

よろしいでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の38ページ、39ページなんですが、村債の教育債11億

3,520万円、これは統合小学校建築事業に関わるものですが、返済期日、償還期限、そして、国の補助として学校教育施設等整備事業債とありますが、これを活用した場合の補助率を教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、こちらなんですがあり、まず利率……ちょっとすみません、利率でよかったですでしょうか。

すみません、利率につきましては、現時点でこちら予算書には載っておりませんが、今年と同等か、少し上乗せというような形で試算はしております。

そのほか充当率と、また、交付税の措置率だと思いますが、そちらについて資料のほうを作りまして、後ほど示したいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか。

〔頷く者あり〕

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑はないようですので、歳出の質疑に入ります。

初めに、第1款・議会費、第2款・総務費の審査を行います。

まず、議会費、予算書40ページから43ページ、40ページから43ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは質疑がないようですので、議会費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の総務管理費、予算書42ページから75ページ、42ページから75ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書の71ページ、概要書の90ページ、款2、項1、目・交通安全対策ということで、青パトが廃車というようなことになってますけど、それ代替等は考えられていますか。

○委員長（山崎幸子君） 富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 生活安全課 富田でございます。

小泉輝忠委員の御質問にお答えしたいと思います。

青パト等につきましては、購入から……購入が平成7年4月登録ということで、30

年近く経つ車でございます。

それもありまして修理等がちょっと重なるような状態でございましたので、廃止というような形をとらせていただいておりますが、代替としましては、ライオンズクラブからいただきましたライオン号のほうをございまして、そちらのほうに青い、こう、回る回転灯もですね、設置できるものを購入しておりますので、そちらで対応していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 説明がありましたので、結局、代替ってというかそういうものがないとね、パトロールしたときだって、ちゃんと点灯してないとまずいので、今、課長が説明したとおりであれば、増えていると思いますので、分かりました。はい。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） それでは予算書の63ページ、企業誘致事業費ということで、ここに企業立地奨励金170万が載ってございますけども、この内容と、これ今年ばかりじゃなくて、今までの支出というのは何件ぐらいあったのか。

それをちょっとお聞かせ願いたい。

○委員長（山崎幸子君） 米澤課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 都市建設課 米澤です。御質問ありがとうございます。

諸岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

企業誘致奨励金について、本年度予算化してるのはですね、170万円でございますが、これは、企業は東海漬物でございまして、5年分の5年目ということで、最終年度になってます。固定資産税のその分をお支払い、翌年にお返しするような形なんです、5分の5年目については50%でございます。

今までの企業誘致の奨励金の実績としては、私の記憶のある中でしかちょっと今お答えできないんですが、橋本ブラシ、日本テキサスインスツルメンツ及び今の東海漬物でございまして。

また、その前の履歴について、私もちょっと失念してる部分がございますので、ある場合には後日お答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） はい、ありがとうございます。

これっていうのはそうか、固定資産税の分を次の年に返すというようなことでの奨励金なんですかこれは、なるほどね。

今どこでもね、ある面で財政が厳しいところで、いろんな面でのこういう誘致を奨

励しているところが増えているところもあるので、こういう制度もちょっと大きくして、増額していただけたらいいのかなと思ってんですけども、そういうことも鑑みながら、今後やっていただければよろしいのかなと思います。

要望だけして終わりにします。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 概要書の92ページ、予算書の91ページ、款2、項1、目9、交通安全対策施設整備事業費ということで、令和5年度には121万5,000円、令和6年度……。

○委員長（山崎幸子君） 小泉輝忠委員に申し上げます。

ただいまは75ページまでですので、75まで……。

○委員（小泉輝忠君） 71はいいんだよね。

○委員長（山崎幸子君） すみません。予算書を今もう一度、小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） はい。予算書の92ページ、予算書の71ページ、款2、項1、目9、交通安全施設整備事業ということで、令和5年には121万5,000円が計上されておりました。そして、令和6年度には666万4,000円、約500万ほど増加してますけども、これは統合小学校に向けた施設ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 生活安全課 富田でございます。

小泉輝忠委員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらもおっしゃるとおりでございます。今年度等が統合小学校関係の交通安全施設整備費としまして、通常よりも500万円多い金額を計上しております。

スクールバスとバス停付近のいろいろなところのカーブミラーですとか、この後、防犯のほうにも関わるとは思うんですが、街灯とか、そういうものをですね、設置することで安全安心に通学していただけるようにですね、予算のほうを多くとらせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか。はい。

ほかに質疑のある方は。

松村委員

○委員（松村広志君） 予算書73ページ、75ページにわたりますが、防犯対策費、3番・特定空家対策事業費、これの75ページ、委託料について、空家調査等業務委託料、空家等緊急安全対策業務委託料、これについてのちょっと内訳と件数、教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 松村委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、空家調査等業務委託料でございます。こちら、昨年度の予算に入ってなかったものかと思いますが、今年度ですね、美浦村内にある空き家の全戸調査を行いたいなというふうに考えておりまして、そちらに係る委託料でございます。内容的には、職員がですね、現地に足を運んで1軒1軒調査をしまして、その結果をですね、地図データに落とし込むというような作業をするんですが、そちらの地図データに落とす作業につきましてはちょっと業者のほうにお願いしたいなというふうに考えておりまして、その委託料の74万8,000円でございます。

もう一つの下の部分ですね。20万円の部分に関しましては、こちらは毎年計上はさせていただいておりますが、管理不全の状態の空き家で、緊急に措置をするような場合があるときにはですね、人の生命財産に危険が及ぶような場合には、うちのほうで措置をするというようなことで、必要最小限の経費を毎年こう上げさせていただいているものでございます。こちらの経費、ここ数年使った経緯はございません。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） ありがとうございます。

付随して質問いたします。概要書の95ページの、事業評価の公平性、これ受益者の偏りがあると。利用者が少ないのにお金を使うことが偏りになる。

これちょっと、具体的にちょっとお話しただけないでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 米澤課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 都市建設課 米澤です。

松村委員の御質問にお答えしたいと思います。

これは馬掛台の公園の管理費ということでございますが、実際今、草刈り等を行っているところなんです、なかなか一般の人が踏み込むような状態にはなっていないということも含めて、今そこに投資するのがどうなのかっていうところがちょっと疑問にあります。

ただ、林委員にも馬掛台から見える霞ヶ浦の風光明媚なところは維持していただきたいというお話もございましたので、一応、令和5年度予算から、年に2回シルバーさんのほうに頼みながら、草刈り等を行っているような状況でございます。

ただ、一般の方がどれだけ入ってるかというと、非常に少ないのかなというふうに感じるところでございます。

この内容の説明でよろしければと思ったんですが、すみません

○委員長（山崎幸子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） ありがとうございます。

馬掛の今の該当地域に関しては、かつてから地元議員も何人か、そういう指摘が挙がってますので、できる限り有効な対応を、対策とあわせてお願いしたいなということ要望して終わります。ありがとうございます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 予算書の65ページ、定住促進事業費についてちょっとお伺いしたいんですけども。この中でですね、前年度の状況をちょっと教えてもらってですね、実は行政評価の中でですね、賃貸住宅住居者への対象を拡大するというようなことが載っております。

このことをぜひやっていただきたいというようなことを要望してですね、内容を少し教えていただきたい。

○委員長（山崎幸子君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、この定住促進の概要ということで、実績につきましては、すみません、こちら年度ごとまとめた資料があるので、それをちょっと時間をいただいて提出というような形でよろしいでしょうか。

あと、今後の展開としましては、こちらにつきましても、始まって年数がかなりたっておりますので、いろいろ見直しをしながら進めていきたいと思っています。

○委員長（山崎幸子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） それではですね、最後に私ちょっと言ったんですけども、本当に、賃貸住宅者、借りてる人なんかに声かけて、こういうものをもっと押し進めてほしいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 予算書の63ページのふるさと応援、それで事業費のほうは3か年実施計画とそっちのほうにあるのが64ページからにかけてになるんですが、こちらのふるさと応援寄附金の事業費に関して、今回、この中の記念品代で6,000万ということで、前年度に比べて約4倍ぐらい伸びているようなんですが、それに関してこの事業書のほうに戻りますと、この報酬っていうのは事務に対するお返しでいいのかな。その辺の確認なんですけど。

4年5年は変わらず、6年7年もそこから記念品代はそれだけ多いということは、発送作業もかなり多いんだらうから、もうちょっととってもいいのかな。

私の報酬の意味が違ってたら違うんだけど、倍ぐらいになってもいいんじゃないのっていう、報酬経費、ちょっと違うんだけど、その辺を確認します。

○委員長（山崎幸子君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

ただいまの塚本委員の質問にお答えしたいと思います。

まず、ふるさと応援寄附金につきましては、来年度は1億……すみません、2億円でしたかね、見込んでおりまして、前年度5,000万だったと思いますので、全ての経費において約4倍ぐらいになるというような形で、応援寄附金が増えますと、その経費のほうも増えていくような形ということで、塚本委員おっしゃいました報酬費、こちらにつきましては返礼品に対する……返礼品を提供していただいた事業者に対する報酬という形になります。

ということで、一応収入の増加に伴い、支出のほうもあわせて延ばした形になっております。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか。

はい、塚本委員。

○委員（塚本光司君） すみません。事務経費っていうか、何だ、職員のほうのあれが、この中ではどれになっているの。私、その報酬って、そっちの職員に対してのあれかと思った、考えたもんだから。あれちょっと違うのかな。解釈の仕方。それです。

○委員長（山崎幸子君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） すみません、大変失礼しました。

報酬につきましては、期間限定で12月、12月上旬から1月中旬ぐらいまでに、寄附金ワンストップ特例とかそういったものの発送を行うんですが、そのとき臨時的に職員を雇っておる費用となっております。現状、予算はこの60万予算をとっていると……ごめんなさい、60万じゃない、27万9,000か、取ってるとこなんですが、現状そこまで使ってないというところで、報酬については現状のままという形で考えております。

そのほか、このワンストップ特例とかその手続につきましても、郵送しなくてもできるような方法もあるっていうことなので、そういったところも含めて、寄附者の利便性を高める形を少し考えたいと思っております。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか。

はい、北出委員。

○委員（北出 攻君） 今のところでちょっと細かいんですけども、申し訳ないんですが、予算書のほうでは1億と952万6,000円、概要書のほうでは1億と627万6,000円。この違いというのは何なんでしょうか、教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 申し訳ありません。

こちら、記載誤りだと思います。申し訳ありませんでした。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方は。

はい、林委員。

○委員（林 昌子君） 予算書の67ページ、総務費の13、地域おこし協力隊事業費で、概要書の76ページなんですけれども、ひとつ、この予算的なもので、今年度、令和6

年度が3,088万1,000円で1番……過年度分と未来、7年8年からすると、1番経費をかけている年度になるんですけれども、これ特化して今年力入れてる、この予算の中で力を入れている部分は何なのかということと、協力隊、今年、協力隊の、以前、私一般質問でもしたかと思うんですけど、協力隊がこれだけ今年3名採用、新規採用して8名になるっていうことで、その協力隊の報告会とか、また連携の会議される計画があるのか、その2点も併せて教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） ただいまの林委員の質問にお答えしたいと思います。

議会のほうからいろいろアドバイスをいただいた中で、地域おこし協力隊の横のつながり、そういったものを広げたほうがいいんじゃないかということと、報告会ということで、横の広がりにつきましては定期的な会議を開きたいと思っております。

あと、活動報告等につきましても、ふれ愛プラザ、そういったところをちょっと利用して、その報告、学級新聞のような、イメージそういうものなんですけど、そういうものをやりたいという協力隊のほうからも、そういった意見もありましたので、そういったところをちょっと活用しながら、定期的な報告と最終的にはまとめて報告会のようなものを行いたいという、協力隊のほうからもそういった意見もありましたので、そういった形で進めていきたいと思っております。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか、林委員。

大竹課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） それと、予算につきましては、今年度、予算上3名採用ということで、令和6年度増えたような形になっております。

ここにつきましては、まだ、どのような形で進めていくか、不透明なところありますが、最低でも6名程度確保したいということで、次年度以降、少し予算のほうは下がっておりますが、その状況を見ながら、地域おこし協力隊の隊員数につきましては考えていきたいと思っております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、どうもありがとうございます。

報告会とも考えていくという言葉をいただきましたので、楽しみに待ちたいなと思っております。

過日、議会報告会のときにもね、村川さんに来ていただいて報告したのも、とても住民も直接お話を聞いたっていうのは、結構評価高かったです。

ですのでもた、村川さん自身も皆さんにお話しできる時間いただけてよかったっていうね感じがありましたので、できれば皆さんの活動、お忙しい方もいますけど、皆さんお忙しいんですけれども、でも何とか報告会には日程調整をして、全員そろった報告会ができるということが、これだけの予算をかけて税金使ってますからね。

やっぱり住民にその成果を示すということも一つ大切な、この計画の位置づけにな

ると思いますので、ぜひ報告会を楽しみにしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは、質疑がないようですので、総務管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の徴税費、予算書74ページから83ページ、74ページから83ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは質疑がないようですので、徴税費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の戸籍住民基本台帳費、予算書82ページから87ページ、82ページから87ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、戸籍住民基本台帳費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の選挙費、予算書86ページから89ページ、86ページから89ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、選挙費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の統計調査費、予算書88ページから91ページ、88ページから91ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、統計調査費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の監査委員費、予算書90ページから93ページ、90ページから93ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、監査委員費の質疑を終結いたします。

ここで執行部の入れ替えを行いますので、休憩いたします。

午前１０時４６分 休憩

午前１０時４７分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第３款・民生費の審査を行います。

民生費の社会福祉費、予算書92ページから111ページ、92ページから111ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） それでは、予算書の99ページ、民生費の老人福祉費、４敬老事業費の239万円ということで、概要書176ページですけれども、敬老会を来年度実施されるということで、きっと喜ぶ方が増えるんじゃないかなと思っていますので、楽しい敬老会ができますことを御期待申し上げます。

あと、それですね、88歳の膝掛けと、100歳の方への５万円支給ということで、この予定人数をちょっと教えていただけたらと思います。

○委員長（山崎幸子君） 葉梨 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） 福祉介護課 葉梨です。よろしくお願いいたします。

林委員の御質問にお答えいたします。

88歳到達者への祝い品として、記述が、申し訳ありません、膝掛けとなっている部分があるかもしれないんですが、令和５年度からバスタオルをお送りしておりまして、こちらが97人の方を見込んでおります。

100歳の到達のお祝いの方につきましては、９人を見込んでおります。

○委員長（山崎幸子君） 課長、これ、88歳バスタオルで、100歳の方は。

はい、葉梨課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） 委員長の御質問にお答えいたします。

100歳の方は、５万円の現金をお祝いでお渡ししております。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方は。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） では、質疑がないようですので、社会福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の児童福祉費、予算書110ページから131ページ、110ページから131ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、児童福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の災害救助費、予算書130ページから131ページ、130ページから131ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、災害救助費の質疑を終結いたします。

ここで執行部の入れ替えを行いますので、休憩といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4款・衛生費の審査を行います。

衛生費の保健衛生費、予算書130ページから145ページについて質疑を許します。130ページから145ページ。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、保健衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の環境衛生費、予算書144ページから151ページ、144ページから151ページについて質疑を許します。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 概要書の298ページ、予算書の151ページ、款4、項3、目1、不法投棄対策事業費ですけども、令和5年度には報酬として61万5,000円、令和6年度には69万7,000円の報酬が払われてますけども、ちょっと、この要因として、日にちが増えたのか、時間がなくなったとか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 生活安全課 富田でございます。

小泉輝忠委員の御質問にお答えしたいと思います。

こちらは、例年まではですね、廃棄物の対策官ということで、週1日お願いして来

ていただいていたところなのですが、村内の廃棄物の不法投棄の強化ということで、週1日プラス、隔週でもう1日ずつですので、その月でいいますと2週目と4週目というような形で、その週は週2回というような形でお願いいたしておりますので、その分で報酬のほうが増えてございます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは質疑はないようですので、環境衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の清掃費、予算書150ページから153ページ、150ページから153ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、清掃費の質疑を終結いたします。

ここで執行部の入れ替えを行いますので、休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時05分 開議

○委員長（山崎幸子君） はい、休憩前に引き続き、会議を開きます。

第5款・農林水産業費、第6款・商工費、第7款・土木費、第8款・消防費の審査を行います。

農林水産業費の農業費、予算書152ページから163ページ、152ページから163ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、農業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の林業費、予算書162ページから163ページ、162ページから163ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、林業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の水産業費、予算書162ページから165ページ、162ページから165ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、水産業費の質疑を終結いたします。

続きまして、商工費の商工費、予算書164ページから167ページ、164ページから167ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、商工費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の土木管理費、予算書166ページから169ページ、166ページから169ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、土木管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の道路橋梁費、予算書168ページから173ページ、168ページから173ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 予算書の173ページ、概要書358ページかと思うんですけども、何だっけ、道路維持費の3、つくば霞ヶ浦りんりんロード環境整備事業費の486万2,000円なんですけれども、サイクリング環境整備工事費なんですけれども、具体的にどこの部分をどのようにという内訳を教えていただけたらと思います。

○委員長（山崎幸子君） 米澤課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 都市建設課 米澤です。御質問ありがとうございます。

林委員の御質問にお答えします。

つくば霞ヶ浦りんりんロードの環境整備事業でございますが、整備のすることっていうことでよろしいですね。はい、すみません。

つけるものとしては、道路路面に表示するものですね。これが6か所を2種類のものをつけるんで、12個を路面につけます。最初の6か所の部分に関しては、路面5キロメートルごとにつけるものでございまして、距離や方向を示すものでございます。これが木原、舟子、大山に、上り下りで2個ずつつけますんで6個になりまして、あともう1個の路面標示の部分が拠点施設の案内ということで、これも6か所つけます。これについては、大塚、根火、大山に4か所で、全部で6か所でございます。及び、

もう1個最後になんですが、看板なんですが、これも距離と案内看板でございます。これを3か所、各二つつつつけるので6本になるんですが、これは大須賀津湖畔公園、大山の拠点施設と、あともう1か所、大山の防災拠点とあともう1個がさざなみ荘の公園に、ということで3か所になってます。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか。

はい、林委員。

○委員（林 昌子君） どうもありがとうございます。

日頃、美浦村は看板が少ないというかね、どこに何があるのかっていうところで、サイクリングリストの人たちも楽しみに美浦村も通過していただくんですけども、美浦村の中でトイレ休憩をしたりだとか、あと、こういう環境があるというところで立ち寄ってくださったりとか、ここを通ることで美浦村のファンになっているサイクリストも増えているように伺います。

ですので、こういう掲示をととてもありがたい掲示だなと思いますので、またしっかりとトイレ休憩、また飲食できるとか、何かそういうところも、また点検をしていただいて、また、サイクリストの人、車で来る人も分かりやすい表示を、また今後お願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） はい、諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） それでは、予算書の172ページ、これ予算説明書の27ページに、村道の整備箇所が明示されてございます。これの内容等についてちょっとお伺いしたい。

1点目は村道2190号線、それと村道の1529号線、これの場所等がどこなんだかちょっとお伺いしたい。

それと内容、それともう一つ、統合小学校周りの周辺道路の整備というのが大きい丸で囲ってありますけども、その辺、どの辺のところをどうやるのかもあわせて説明願えたらと思います。

○委員長（山崎幸子君） 米澤課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 都市建設課 米澤です。御質問ありがとうございます。

諸岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

一番、工事の説明が分かりやすいのはですね、令和6年度の当初予算の説明書27ページで、よろしいですかね。すみません。

はい、その中で御質問お答えさせていただきたいと思ってるんですが、まず村道2190号線の話でよろしかったでしょうか。

こちらの部分については、場所はですね、東洋建設の下からですね、美浦中学校の

下までの部分で、安中方面から来るお子さんたち、中学生の歩道がない部分なんですね。

はい。こちらの部分をR6年測量をしながら、将来、歩道の整備をしたいというのがこの緑の部分でございます。

あと、すみません、全部ちょっと御質問があるかと思うんですけど、黄色で囲まれた部分なんですけど、これ維持のほうになってしまうんですけど、この円というのは大体半径1.5キロの区間でございまして、私が伺っている限りで1.5キロの部分の子たちは、徒歩で統合小のほうに向かってくるということになってますので、これは維持補修費で問題がある箇所を修繕しましょうということと、紫の部分で囲まれている中学校の周りの部分については、新設で道路をきちんと整備しましょうよということで考えているところでございます。

内容については、よろしいですか。すみません。

○委員長（山崎幸子君） 諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） 課長、もう一つ、1529号線ってのはありますよね。村道の1529号線、その場所と、ちょっと図面だけでわかんないんでそれもちょうどお願いしたいなというのと、これは今、課長の答弁の中で、周辺の道路の整備、要するに小学校の、統合小学校の周辺の整備というのは、具体的にここをこうやるっていうのはまだ、決定していないというふうに理解してよろしいですか、これ。

○委員長（山崎幸子君） 米澤課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 諸岡委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、村道1529号線の緑の部分の設計でございますが、カスミ、交流館の隣にB地区っていう、まだはお客さん……交流地区でお店が入っていないところがあるんですが、そこから光風に降りる急な坂の部分でございます。将来国道が、カスミ美浦店のほうまでから稲敷市の佐倉の方までに抜ける部分が今2車線で供用開始してるんですが、将来4車線になったときに、急な坂の部分がそのままつなげることが、もしかしたら交通事故につながるのかなという懸念もありますので、その部分を測量設計をしたということで上げているところでございます。

続きまして、周辺、学校周辺の整備についてなんですけど、紫の部分は、予算書でいう新設改良部分で予算を見ているところでございまして、金額的には約5,000万円ということでございますが、具体的にどちらかという話になってきますと、統合小学校で検討されてます駐車場とか、そういう場所の位置が確定されたときに、その場所を実際に周りの道路とかを整備していくという考え方でいます。

あと、黄色い部分は維持ということでございますので、先ほどお話ししたとおり、実際子供たちが歩いてみて、その中でU字溝の蓋がちょっと大きいよとか、穴があいてるよとかいう部分を集中的に維持補修していこうかなという点でございます。

○委員長（山崎幸子君） 岡澤部長。

○経済建設部長（岡澤光一君） 米澤課長のほうから回答させていただいたとおりのんですが、若干補足させていただきますと、通常ですとこのように終点を予算書のほうには盛り込ませていただいているんですが、今回統合小学校の周辺道路につきましては、学校教育課と連携をしながら、中学校周辺の道路として、中学校教職員の駐車場や保護者の敷地、それから児童クラブ等の予定地などの動向を見ながら、これに伴う交通渋滞の解消、それから車両や歩行者の安全確保に向けて整備をしてまいりたいと考えておりまして、諸岡委員の質問のようになりますね、起点終点というのはちょっとまだ今の段階では明記できませんので、これから学校教育課と連携をして、その動向によって、整備を進めさせていただきたいということで、都市建設課長が言いましたように、紫の丸でおおむね整備予定箇所として、柔軟に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） はい、よろしいですか。

小山部長。

○教育部長（小山久登君） 教育委員会 小山でございます。

ただいまの御質問のほうに関連いたしまして、教育委員会といたしましても経済建設部のほうに御協力いただきまして、このような対応させていただいております。

この経緯といたしましては、今年度行っております統合小学校の準備委員会、こちらのほうです、やはり先ほどありましたけども、1.5キロ、この黄色い円のところが基本的に内側が徒歩での通学圏というところで考えております。

そういうところで、その内側の道路についての維持補修とそれから一昨日のですね、全員協議会のほうでお示しさせていただきました、統合小学校教職員駐車場、そして保護者の送迎エリア、プラス児童クラブのエリアというところを御承認いただくというところ、線に沿った形で近辺の道路等の整備のほうも協力してお願いしてもらおうというところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 諸岡委員、今の説明で……。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは、質疑がないようですので、道路橋梁費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の都市計画費、予算書172ページから177ページ、172ページから177ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

はい、諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） すみません、じゃあ引き続いて、174から175ページの中に、都市計画費の都市計画マスタープラン策定事業で529万2,000円が計上されてございます。

これ多分、令和5年と6年の2か年事業でこれをやるのかなと思ってるんですけども、今この策定の進捗状況と、これはある程度、できたところで議会に説明するかと思うんですけども、この時期、こういう面をお聞かせ願いたいなと思います。

○委員長（山崎幸子君） 米澤課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 都市建設課 米澤です。御質問ありがとうございます。

諸岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

都市計画マスタープラン策定事業委託料については、債務負担行為で起こしてまして、諸岡委員がおっしゃるとおり、2か年契約でやっている事業でございますので、令和5年、令和6年、来年度も策定を進めていくということでございます。

今の進捗状況についてなんですが、まず庁内でワーキングチームを結成し、本年度2回開催したところでございます。庁内の開発審査会メンバーにも、第1回、第2回目のワーキング、職員でやったワーキングチームの報告をさせていただきまして、3月19日に策定委員の方に今までの、今年度分の状況について御報告する見込みでございます。

その中で、ワーキングチームの部分っていうのは、何をやってるとかっていう話になりますと、今までの平成6年に線引きしたときにつくった都市計画図の部分、改めて今の都市計画に置き換えたときに、どういうふうな未来図をつくれるかということでやってまして、今美浦村に必要なもの、導入しなきゃならないものって何だろうって、若手の職員が自分の目線で今やってるとこなんですが、そこがある程度方向性が、例えば木原地区、大谷地区、安中地区でまとまっているところでございます。この部分を、19日の日にお披露目した後ですね、また今の状況について各議員にお話しすることはできると思います。

また、来年度については、そのワーキングチームの策定委員会を3回やる予定でございますので、それに合わせた策定委員の会議も同数やるような形なんですが、その部分の策定までの間にも、また議会の皆さん、議員の皆様にもお披露目するっていう機会はあると思いますので、その中で御質問とか、御指導いただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） はい、ありがとうございます。

このマスタープラン、これからの美浦村にとって大変大事な策定計画だと思いますので、議会のほうにも説明しながら、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは、質疑がないようですので、都市計画費の質疑を終結いたします。

続きまして、消防費の消防費、予算書176ページから183ページ、176ページから183ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

はい、松村委員。

○委員（松村広志君） 予算書181ページ、概要書は388ページになるでしょうか。災害対策事業費について、お尋ねします。

この中の食糧費、98万7,000円。これの内訳と、あと概要書のほうの事業概要で、年1回小学校にて防災訓練を行うと。これは防災訓練実施について、これは予算書のどこに含まれるのかを教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 生活安全課 富田でございます。

先ほど御質問いただきました松村委員の件でございますが、災害対策事業費の食糧費のところでございますが、食糧費についてはですね、災害時の備蓄の食糧としまして55万円を計上しているほか、今年度はですね、それにプラスしまして同じように災害時の飲料水の確保ということで、500ミリリットルのものになりますが、5,000本を購入する予定となっております。

それと防災訓練の経費につきましても、こちらの防災対策事業費でございまして、こちらのほうの予算でかかるものとしましては、この前も御参加いただいたと思うんですけども、もろもろの消耗品代3万円なんですけど、そちらでやりくりをさせていただいておりますとか、そのほか消防署のほうにもですね、お願いをしている関係で、お昼近くまでやっておりますので、消防署の方にお弁当代ということで、食糧費のほうもここで少しとらせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

はい、北出委員。

○委員（北出 攻君） 全体的なあれなんですけども、土屋地区の集落センターにおいて、県道のほうにですね、買上げというか、神社庁の許可がおりたということで、道路の拡張した場合に消防小屋がかかると、あと消防小屋と火の見かな。

多分あれの予算というのは後ほどの補正で対応してもらえるかと思うんですけども、これ令和7年度あたり、令和6年度で見てるんですか、令和7年度ですか。

それとあと、金額的にはどのくらい見ているのか教えてもらいたいんですけど。

○委員長（山崎幸子君） はい、富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 北出委員の御質問にお答えしたいと思います。

今現在ですね、道路のほうを県道を広げるというような形で今工事をしていると思うんですが、それに伴って、集落センターの道路際にですね、消防の車庫が今建つてくるような状況でございまして、道路を広げてそちらのほうがかかってくるような状況でございます。

その費用につきましては、おっしゃっていただいたとおり、令和6年度の予算でみておりませんで、時期的にはですね、いつというのはちょっとはっきりお話しすることできないんですが、動かさなきゃいけない時期がありましたら補正予算をとらせていただきまして、議員の皆さんに御承認いただいて、その費用を上げさせていただきたいなというふうに思っております。

費用のほうもですね、多分消防小屋一つ建てるような移転というような形ではなく、新しく建てるような形になるかと思っておりますので、それ相応の予算になると思うんですが、ちょっとはっきりした額のほうはちょっと今手元にちょっと資料がないので、ちょっと確認してお答えしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 土屋地区の人らもね、この工事はいつになるんだろうというようなことで結構関心持ってるというようなところでございます。で、令和6年度は工事はやらないと。予定はしていないというようなことで、令和7年度以降になるのということでよろしいですかね。

○委員長（山崎幸子君） 富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 今の予定ではそのような形で進めさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） はい、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは質疑がないようですので、消防費の質疑を終結いたします。

ここで執行部の入れ替えを行いますので、休憩といたします。

午前11時31分 休憩

午前11時38分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

はい、小山部長。

○教育部長（小山久登君） 教育委員会 小山でございます。

本日、大変申し訳ございませんが、幼稚園長の矢崎のほうが家庭の事情で欠席させていただきます。

代理といたしまして、岡野教頭のほうが参っておりますので、御報告と御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

先ほどの諸岡委員の質問と下村委員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、諸岡委員の森林調教場の賃借料の件なんですが、こちらは図面上を見ますと、今道路の認定をしてないので、恐らく廃道になったところを貸しているというところで、こちらは平成6年に契約しておりますので、平成7年から賃借料をいただいたような形となっていることと思います。

それと、定住促進の数なんですが、すみません、直近5年間で言いますと、平成30年110件、668万9,316円。令和元年115件、706万9,921円。令和2年111件、715万9,952円、令和3年113件、733万8,630円。令和4年108件、762万8,400円。

こちら今、言葉で述べてしまいましたので、当初から平成25年度からのものがありますので、改めて掲示板等で流したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。

それでは、第9款・教育費の審査を行います。

教育費の教育総務費、予算書184ページから195ページ、184ページから195ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） はい、予算書の189ページ、事務局費の7番、教育相談センター事業費の質問をさせていただきます。概要書402ページですか。

こちら4名体制ということなんですけれども、場合によっては中学校で1名適応指導教室のほうに、という説明をいただいております。

今現在、生徒数、児童生徒、利用者、どの位、大体どれぐらいのお子様が利用されてるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉課長。

○学校教育課長（松葉時男君） 学校教育課の松葉でございます。

ただいまの林委員の御質問にお答えさせていただきます。

こちら教育相談センターの利用数ですが、すみません、手元に資料がないため、はっきりした数字をお答えできなくて申し訳ございませんが、平均で……、こちら確認して報告させていただきます。

○委員長（山崎幸子君） それでは、後で確認して報告いただけるっていうことで。

ほかに質疑のある方は。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは、ただいまの林委員の質問の利用者人数のことで、あとで御報告があるということで。

ほかの質疑に関しましては質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の小学校費、予算書194ページから211ページ、194ページから211ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、小学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の中学校費、予算書210ページから217ページ、210ページから217ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、中学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の幼稚園費、予算書216ページから223ページ、216ページから223ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、幼稚園費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の社会教育費、予算書222ページから245ページ、222ページから245ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、社会教育費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の保健体育費、予算書244ページから257ページ、244ページから257ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書の251ページ、款9、項6、目3、概要ページは510ペ

ージでありますけども、光と風の丘公園の事業で、野球場のラバーフェンスの改修が1,562万円載っております。合わせて、スコアボードの改修費として3,392万円4,000円が載っております。

ラバーフェンスについては全面改修かと思えますけども、それと合わせて今回のネーミングライツで伊藤建設のほうで、光の風の丘公園のほうのあれをされたと思うんですけども、それによってラバーフェンスのほうに、表示の……何ていうのかな、あれが入るのかどうかと、あとスコアボードについては現状の機能のままの改修なのか、それとも新しい形の改修なのか、その辺もあわせてお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 石川課長。

○生涯学習課長（石川大志君） 生涯学習課の石川でございます。

それでは、小泉輝忠委員の御質問にお答えいたします。

まず、野球場のラバーフェンス改修工事ですが、1,562万円計上させていただいております。こちらは全面改修ではなく、ファウルゾーンのみになります。比較的ファウルゾーンがかなり傷んでますので、そこを改修するようなものになっております。

ネーミングライツで伊藤建設が外野のバックスクリーンの前のラバーフェンスに表示をする予定になってまして、そこは触らない改修工事になってます。

次に、スコアボードの改修でございますが、3,392万4,000円計上させていただいております。こちらは今の設置場所に新しくLEDビジョンで表示するような形で計画しております。

○委員長（山崎幸子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） はい、分かりました。

やっぱりね、新しくなるんだったら、スコアボードなんかは、いろいろ今にあった形でやるということで、すごく今からね、あそこ、茨城プラネッツも使うと思うから、毎年使ってるんで、結局は伊藤建設のことも含めて、スコアボードは改修ということで、新しい形になるのかなと思うんで、よかったと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、保健体育費の質疑を終結いたします。

執行部の入れ替えを行いますので、休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第10款・災害復旧費、第11款・公債費、第12款・予備費の審査を行います。

災害復旧費の公共公用施設災害復旧費、予算書256ページから257ページ、256ページから257ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

はい、小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書の257ページ、款9、項6、目4、概要書で530ページ、大谷小学校の給食室の改修工事で2,693万9,000円が計上されておりますけども、これは改修ということなんですけども、内容的に教えていただければと思います。

〔「そこは閉めちゃったから」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 小泉輝忠委員、その部分は質疑を閉めちゃいましたので、よろしいですか。はい。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、公共公用施設災害復旧費の質疑を終結いたします。

続きまして、公債費、予算書256ページから259ページ、256ページから259ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、公債費の質疑を終結いたします。

続きまして、予備費、予算書258ページから259ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、予備費の質疑を終結いたします。

続きまして、給与費明細書、その他調書について、予算書260ページから274ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「閉めずに休憩を」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは、質疑の途中ではございますが、昼食のため、13時まで休憩といたします。お疲れさまでした。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

はい、大竹課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

午前中、岡沢委員から質問にありました統合小学校建設事業債、こちらの内訳について、まず口頭で説明したいと思います。そのあと、掲示板で詳しく皆さん見ていただきたいと思います。

まず、内訳としまして、校舎建設分が5億1,730万円、そのうち通常分としまして75%充当で4億3,110万円、こちらは交付税算入見込みが70%となりまして、3億177万円。そのほか、財対分で借入れのほうで8,620万円、交付税算入見込みが50%で4,310万円、交付税算入見込額につきましては3億4,870万円となっております。そのほか、既存校舎改修費としまして330万円、こちら通常分75%充当で280万円、交付税算入見込額、70%算入見込額が196万円、財対分15%で50万円、交付税算入見込額が50%の算入率で25万円、合計221万円となっております。そのほか単独事業としまして、単独事業、太陽光などの単独事業の起債のほうで6億1,460万円、こちらにつきましては交付税の算入見込みはありません。トータルでいいますと、借入れ額11億3,520万円に対しまして、交付税算入見込額は3億4,708万円となっております。

こちらにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、掲示板のほうで見ていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） はい、米澤課長……。

〔挙手する者あり〕

○委員長（山崎幸子君） はい、岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 私の質問で、返済期日をお尋ねしたんですが。

○委員長（山崎幸子君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 失礼いたしました。

利率につきましては、今のところ借入れのほうを、まだ来年以降になりますので見込んでおりませんが、現在将来の負担額とかを算出するに当たりましては1.1%で、とりあえず内々ではそういった率を見ております。

ちょっとすみません、あと償還期間と質問あったと思います。

償還は25年を予定しておりまして、3年据置きという形を考えております。

大変失礼しました。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか。

はい、米澤課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 都市建設課 米澤です。

午前中の諸岡委員より御質問がありました、企業誘致奨励金の実績値について御報告させていただきます。

まず、橋本ブラシが平成30年から3か年で合計320万円ぐらいですね。続きまして、令和2年から日本T Iのほうで4年間交付されまして、交付額が780万円。最後に、東

海漬物についても、令和2年より令和6年まで予定としてますので、総額で1,820万円ということでございます。

詳細については、議員掲示板のほうに先ほどアップさせていただきましたので、詳細を御確認ください。よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 生活安全課 富田でございます。

午前中、消防費の中で北出委員から御質問いただきました、土屋の消防車庫の移転の件でございますが、移転の費用の補償額としまして、竜ヶ崎工事事務所から補償額の明細が届いております。その額としましては、828万9,368円というの額で補償が出来ますよということ聞いております。

それですね、実際に新しい消防小屋を建てるとどのぐらいかというようなことでございますが、土屋地区での見積りはまだとっておりませんが、過去の事例を申し上げますと、1番最近で新しいものを建てたのが大山東部の車庫でございますが、こちらに関しましては、設計監理で50万4,000円かかっているものと、プラス実物の建屋分で534万6,000円かかっておりますので、おおむね600万弱ぐらいのもので多分車庫はできるのかなというふうに思ってますので、この補償額で大体こう見込めるのではないかなというようなことで試算をしているところでございます。

時期のほうにつきましても、地元の集落センターのほうにも移転の関係もございまして、神社のほうの移転のこともあると思いますので、足並みをそろえて、こちらも行いたいと思いますので、時期等については区長、北出委員もはじめですね、お話をさせていただきながら、新年度に令和7年度の予算にするのか、令和6年度中で補正予算をお願いするようになるのか、一応その辺は検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） ありがとうございます。

なるべく早く、地区としてもやりたいような意向を持っていますので、多分、契約は年度変わったら、4月、5月ぐらいとか県の担当者は言っていたような話ちょっと聞いたんで、できましたらばね、令和6年度中に補正なり何かで、一応ね、財源はあるわけですから、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉課長。

○学校教育課長（松葉時男君） 学校教育課の松葉です。

午前中に林委員から御質問のありました、教育相談センターの利用人数について御報告させていただきます。

現在、光と風の丘公園内にある教育相談センターの利用人数は、小学生1名・中学生2名の3名でございます。

また、美浦中学校内にある適応指導教室の利用人数は、中学生15名でございます。

なお、教室に戻れるようになるなど、利用しなくなる児童生徒もおりますので、人数は変動していることを申し添えます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 御報告ありがとうございました。

光風のほうの利用者が少なくなっているのはいい傾向かなと思います。

中学校のほうが15名ということで、全員が、15名一斉に集まるということはないと思うんですけども、担当職員の方の配置ですね、光風に3名で、中学校に1名と事業報告のほうに明記されたもんですから、これをその4名の中でその人員配置っていうのは、流動的にやっていて、中学校のほうが人数多いわけですので、適応指導教室のほう。

だから、そういう臨機応変に人の移動というのはされるのかだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 松葉課長。

○学校教育課長（松葉時男君） ただいまの林委員の御質問にお答えさせていただきます。

こちら中学校に行っております職員につきましては、今現在は交代交代で、曜日、何曜日がこの人ということで、交代交代で行っておりますので。

はい、そちらでよろしいでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 林委員……。

○学校教育課長（松葉時男君） すみません、交代交代で行っておりますので、それで御報告いたします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 交代交代は分かりました。

ただ、人数配分ですね、中学校のほうの、適応指導教室のほうの人数が多い場合に、光風のほうに、事業報告書で、光風のほうに3名って書いてあるもんですから、そこから辺流動的に、当日の利用児童生徒数に対して、担当の職員の配置、配分ですね、中学校のほうに3名行くとか、そういうような臨機応変な対応をされているのかをお聞きしたいと思いました。

○委員長（山崎幸子君） 松葉課長。

○学校教育課長（松葉時男君） すみません、こちらでちょっと、私のほうで質問の内容を把握できず、申し訳ございませんでした。

こちらですね、一応まだ、令和6年度の利用人数というのは確定してないのではっきりと決まっておりますが、今後、状況によっては、その中学校のほうに何ですかね、人数を、どういうふうに職員を回すとか、そういう部分につきましては今後検討していきたいとは考えております。

よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） はい、よろしいですか。

それでは、先ほど申し遅れましたが、教育長が公務のため欠席となっております。

以上で、議案第19号 令和6年度美浦村一般会計予算の質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで執行部の入れ替えを行いますので、休憩いたします。

午後1時10分 休憩

午後1時11分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第20号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） じゃ、他の方も質疑なしということで大丈夫ですか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第21号 令和6年度美浦村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第22号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第23号 令和6年度美浦村水道事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第24号 令和6年度美浦村下水道事業会計予算を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第25号 令和6年度美浦村電気事業会計予算を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

これで、予算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間、大変お疲れさまでした。

午後１時１７分 閉会